

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年3月31日

【計算期間】 第1期(自平成19年11月13日 至 平成20年9月30日)

【ファンド名】 クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) - エ
マーシング・インフラ・ファンド(米ドル建)
(Credit Suisse Universal Trust (Cayman) -USD Emerging
Infrastructure Fund)

【発行者名】 クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド
(Credit Suisse Management (Cayman) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 アダム・カウパースウェイト
(Adam Cowperthwaite)

【本店の所在の場所】 英領西インド諸島、ケイマン諸島、グランド・ケイマン、ジョージ・
タウン、サウス・チャーチ・ストリート、ウグランド・ハウス、私書
箱309
(Ugland House, South Church Street, P.O. Box 309, George
Town, Grand Cayman, Cayman Islands, British West Indies)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹野 康造

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 丸の内北口ビル
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 竹野 康造
同 水谷 共宏

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 丸の内北口ビル
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【縦覧に供する場所】 該当事項ありません。

(注1) 米ドルの円貨換算は、平成21年1月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の
仲値(1米ドル=89.55円)によります。以下同じです。

(注2) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、受益証券は米ドル建てのため、以下
の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行います。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入しています。したがって、合計の数字が一致しな
い場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純
計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表
示がなされている場合もあります。

(注4) 本書の中で、計算期間(以下「会計年度」ともいいます。)とは、10月1日に始まり9月30日に終わる
期間を指します。ただし、第1会計年度は平成19年11月13日に始まり平成20年9月30日に終了した期
間を指します。

(注5) 上記の「代理人の住所又は所在地」および「連絡場所」に記載される所在地は、平成21年5月7日よ
り、「東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング」に変更されます。以下同じ
です。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

エマージング・インフラ・ファンド（米ドル建）（以下「ファンド」といいます。）は、アンブレラ・ファンドであるクレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）（以下「トラスト」といいます。）のサブ・ファンドです。

本書の日付現在、トラストはファンドを含め3つのサブ・ファンドにより構成されています。なお、アンブレラとは、1つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で一または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指します。追加のサブ・ファンドは、設立証書により設定することができます。

ファンドの投資目的は、クレディ・スイス・エマージング・マーケット・インフラストラクチャー・インデックス（以下、「インデックス」または「指数」といいます。）に連動する社債（以下、「本社債」といいます。）への投資を通じて、元本の成長の機会を投資家に提供することです。ファンドが収益を生じることについての保証はありません。ファンドに収益が生じなかった場合、投資家に元本の成長を提供することはできず、ポートフォリオ全体の分散投資として効果的な投資とはなりません。管理会社は、投資方針を達成するため、受益証券の発行手取金のほとんどを本社債に投資します。ファンドにおける信託金の限度額は、ありません。

b. ファンドの特色

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープン・エンド型投資信託として設立されました。

管理会社および／または管理会社から任命されたいかなる者も、かかる目的のためにファンドの勘定で受益証券を発行する独占的な権利を有します。

ファンドの各受益者（以下「受益者」といいます。）は、買戻請求期限までに日本における販売会社または販売取扱会社に申し込むことにより、管理会社に対し、買戻価格によるその受益証券の買戻しを請求することができます。買戻価格は、関連する買戻日（原則として平成20年3月21日以降の毎評価日。）の受益証券1口当たり純資産価格から買戻し手数料（以下「信託財産留保金」ともいいます。）を控除した価格として副管理事務代行会社によって計算されます。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド (Credit Suisse Management (Cayman) Limited)	管理会社	平成19年11月9日付で基本信託証書（平成20年4月2日付補遺信託証書により改定済）および平成19年11月13日付で設立証書を受託会社と締結。ファンド資産の運用・管理、受益証券の発行ならびにトラストおよびファンドの終了について規定しています。
BNYファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッド (BNY Fund Management (Cayman) Limited)	受託会社 管理事務代行会社	平成19年11月9日付で基本信託証書および同年11月13日付で設立証書を管理会社と締結。上記に加え、トラストおよびファンドの資産の保管について規定しています。
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・ Mellon (The Bank of New York Mellon)	保管銀行	平成19年11月13日付で保管契約 ^(注1) を受託会社と締結。保管銀行の責任について規定しています。
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	平成19年11月13日付で管理会社との間で代行協会員契約 ^(注2) を締結。代行協会員業務について規定しています。 平成19年11月15日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約 ^(注3) を締結。販売業務の提供について規定しています。
クレディ・スイス・インターナショナル (Credit Suisse International)	財務顧問会社 および計算代行会社	平成19年11月15日付で受託会社との間で財務顧問・計算代行契約 ^(注4) を締結。本社債への投資運用および計算代行業務について規定しています。
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・ Mellon (シンガポール支店) (The Bank of New York Mellon, Singapore Branch)	副管理事務代行会社	平成18年9月4日付で業務提供契約 ^(注5) を受託会社と締結。ファンドの管理、会計、登録名義書換代行業務および純資産額の計算について規定しています。

（注1）保管契約とは、受託会社によって任命された保管銀行が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約です。

（注2）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券に関する目論見書の日本証券業協会に対する提出、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに決算報告書その他の書類の日本証券業協会に対する提出等代行協会員業務を提供することを約する契約です。

（注3）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令、規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

（注4）財務顧問・計算代行契約とは、受託会社と財務顧問会社および計算代行会社との間で締結された、ファンドの投資運用および計算代行業務について規定した契約です。

（注5）業務提供契約とは、受託会社と副管理事務代行会社との間で締結された、ファンドの会計、登録名義書換代行業務および純資産額の計算を行うことを約する契約です。

管理会社の概況

管理会社：	クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド （ Credit Suisse Management (Cayman) Limited ）	
1. 設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島会社法（改訂済）に基づき設立されました。	
2. 事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。	
3. 資本金の額	管理会社の平成21年1月末日現在の資本の額は、額面1米ドルの株式500,000株に分割される500,000米ドル（約4,478万円）です。	
4. 沿革	平成12年1月4日設立	
5. 大株主の状況	クレディ・スイス（香港）リミテッド （香港、セントラル、コンノート・プレイス8番、ツー・エクス チェンジ・スクエア45/F）	500,000株 （100%）

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ファンドの投資目的は、指数に連動する本社債への投資を通じて、元本の成長の機会を投資家に提供することです。ファンドが収益を生じることについての保証はありません。ファンドに収益が生じなかった場合、投資家に元本の成長を提供することはできず、ポートフォリオ全体の分散投資として効果的な投資とはなりません。

ファンドの投資方針は、指数に連動する実績を受益者に還元することです(指数の詳細については後記をご参照下さい)。管理会社は、投資方針を達成するため、受益証券の発行手取金のほとんどをその実績が指数に連動する本社債に投資します。発行手取金の一部は、現金のまま管理され、または短期金融商品に投資されることがあり、受益者からの買戻請求に資金調達することを含むファンドの報酬および費用を支払うために使用されます。受益証券の発行手取金は、またファンド設定後、投資する社債の受渡日までの期間等、一定の期間において、現金または短期金融商品に投資されることがあります。

財務顧問会社はファンドのために、各シリーズおよび/またはトランシェがそれぞれその他のシリーズおよび/またはトランシェと代替可能である1つ以上のシリーズおよび/またはトランシェにおいて随時クレディ・スイス・インターナショナル(以下「社債発行体」ということがあります。))により発行される1つまたは複数の本社債に投資します。

本社債は、社債発行体の2006年8月10日に改訂(その後、必要に応じて随時改訂)されている非上場債券発行プログラム(発行制限なし)に基づき発行されます。各シリーズおよび/またはトランシェが、それぞれ他のシリーズおよび/またはトランシェと代替可能です。社債の最初のシリーズは2008年1月に発行されました。この最初のシリーズは指数に連動する米ドル建ての10年利付変動債券により構成されています。各シリーズおよび/またはトランシェは、指数と連動します。社債の元本は確保されておらず、連動する指数が下落すると社債の価格も下落します。社債は、発行体のその他すべての無担保債務と同順位に位置つけられます。受益者は、他のシリーズおよび/またはトランシェと代替可能である一つのシリーズおよび/またはトランシェ社債から支払われるクーポンを受け取ることはできません。社債の条件については、計算代理人の事務所において入手可能です。社債の発行体は、英国で設立された銀行で、最初のシリーズが発行された時点で以下の長期格付を付与されています。

- ・ “AA-” スタンダード&プアーズ
- ・ “Aa1” ムーディーズ
- ・ “AA-” フィッチ・レイティング・リミテッド

クレディ・スイス・エマージング・マーケット・インフラストラクチャー・インデックス

概要

HOLTを活用して計算されたクレディ・スイス・エマージング・マーケット・インフラストラクチャー・インデックス(以下「参照インデックス」といいます。)は、エマージング・マーケット・インフラストラクチャー関連企業から、株式をスコアリングするルールに基づく方式(以下「HOLTスコアリング方式」といいます。)によって選定された上場株式40銘柄を均等加重して構築されています。参照インデックスを構築およびリバランスするルールおよび参照インデックス値を計算するルールは、クレディ・スイス・セキュリティーズ(ヨーロッパ)リミテッド(以下「インデックス作成人」といいます。)により開発されました。参照インデックスの日次終値は、インデックス作成人により開発されたルールに基づきスタンダード・アンド・プアーズ(以下「インデックス計算代理人」といいます。)によって計算および公表されるものとします。

参照インデックスは、インデックス作成人が独占的所有権を有しており、現在、インデックス作成人がスポンサーとなっており、また、インデックス作成人は、参照インデックスの計算および維持を行うためにインデックス計算代理人と契約を締結しています。インデックス作成人は、参照インデックスが計算および構築される方式に関し最終的裁量権を有するものとし、また、参照インデックスの計算および維

持に関するルールを何時でも、事前の通知なしに追加、変更、修正または取消しすることができるものとします。

インデックス作成人、H O L T、またはインデックス計算代理人は、いかなる方式によっても、ファンドのスポンサーとなっておらず、ファンドの保証または販売促進も行っておりません。インデックス作成人、H O L T、またはインデックス計算代理人のいずれも、参照インデックスの構成、決定、リバランス、もしくは計算(または参照インデックスの計算が行われるための手配)において、いずれかの者の要求を考慮する義務はないものとします。さらに、インデックス作成人、H O L T、またはインデックス計算代理人のいずれも、特定日の特定時刻等における参照インデックスおよび/または参照インデックス値の使用により得た結果に関し、いかなる(明示もしくは暗示による)保証または表明も行わないものとします。また、インデックス作成人、H O L T、またはインデックス計算代理人のいずれも、参照インデックスまたは参照インデックスの計算に関する誤謬もしくは脱落について、過失であったか否かを問わず、いずれかの者に対し、責任を負わないものとし、また、参照インデックスまたは参照インデックスの計算に関する誤謬もしくは脱落についていずれかの者に助言する義務も負わないものとします。

インデックス構成銘柄の選択

クレディ・スイスの一部門であるH O L Tは、現在、55か国における18,000社を超える企業を含む独自のデータベースを維持しています。かかる独自のデータベースの中で、284社のエマージング・マーケット・インフラストラクチャー関連企業が()インフラストラクチャー関連M S C Iグローバル・インダストリー・クラシフィケーション・スタンダード(G I C S)コードの1つに分類されていること、()その売上高の15%超を新興市場から得ていること、という基準を満たしています。このグループの中から流動性が高く、その株式が規制証券取引所に上場されている200社のエマージング・マーケット・インフラストラクチャー関連企業が適格企業のユニバース(以下「適格ユニバース」といいます。)を構成すべく選定されます。

適格ユニバース内の各企業は、農業、電力・公益サービス、インフラストラクチャーの3つのテーマの1つに分類されます。基準日(以下に定義されます。)において、また、定期的な見直しの時点(以下に定義されます。)において、参照インデックスに確実に3つのテーマが反映されるように、3つのテーマの内の1つに配分される適格ユニバース銘柄の最低数に基づいて参照インデックスが構築されます。参照インデックスに含まれる銘柄(それぞれを「インデックス構成銘柄」といいます。)の総数は40とします。

基準日および定期的な見直しの時点において、インデックス構成銘柄は、以下の手順に従って選定されるものとします。

1. 適格ユニバース内の企業は、H O L Tのスコア(以下の「H O L Tのスコアリング方式」をご参照ください。)に従ってランク付けされるものとします。
2. その株式の過去6か月間における一日当たりの平均取引金額が1,000万米ドル未満の企業は、除外されるものとします。これに加えて、その株式が自由に取引され得ない(該当する企業の本国の法域における株式および/または外国為替市場が自由ではなく、整備されていないなどの理由により、)企業もインデックス作成人の裁量により除外される場合があるものとします。
3. 「銘柄の最低配分」を満たすために、その株式が3つのテーマの各々において最も高いH O L Tスコアを有する企業が選定されるものとします(ただし、上記第2項の条件が適用されます。)。適格ユニバースにおいて、テーマ内に上記第2項において記載されている取引可能条件を満たす銘柄数が十分に存在しない場合は、かかるテーマは最低配分よりも少ない銘柄を有することになります。
4. 参照インデックスに含まれる総銘柄数が40になるように、適格ユニバースに残っている企業の中から、その株式が最も高いH O L Tスコアを有する企業が選択されるものとします。
5. 2つの銘柄のランクが同じ場合、時価総額の大きい方の銘柄がより高いランクにあるとみなされるものとします。
6. 銘柄が複数市場で上場されていたり、異なる発行済みの株式クラスがある場合、インデックス作成人は、数多くの他の要因の中でも銘柄の流動性に留意し、どの株式および/または上場市場を選択する

かを決定する裁量を有するものとします。通常は、主たる上場取引所が選択されます。例外的なケースでは、特にADRやグローバル預託証券(以下「GDR」といいます。)が対象株式よりも流動性が高い場合には、ADRやGDRが選定されることもあります。この記述の趣旨上、株式という用語には、ADRやGDRも含まれるものと解釈されるものとします。

「選定リスト」を作成するために、毎月最後の平日に、適格ユニバースの一部をなす企業を選択する手続きおよび上記第1項および第2項において記載された手続きが実行されるものとします。この選定リストは、次回の定期的な見直しの時点におけるインデックスの構成銘柄の変更の可能性を示すものであり、必要な場合、代替企業を選択するために使用されるものです。

参照インデックスの定期的見直しおよびインデックス構成銘柄のウェイト付け

インデックス構成銘柄の定期的見直しは、4月および10月の最後の平日(各々を「半年毎のリバランス日」といいます。)に行われるものとします。定期的な見直しの結果としてのインデックス構成銘柄の調整は、5月および11月の10平日目(各々を「半年毎のリバランス有効日」といいます。)に行われるものとします。40のインデックス構成銘柄は、当初、2002年11月14日(以下「基準日」といいます。)に均等加重されました。また、半年毎の各リバランス有効日に均等加重されます。半年毎の各リバランス有効日において、各構成銘柄のウェイトは、参照インデックス値の40分の1に等しくなるよう見直されます。各構成銘柄のウェイトは、参照インデックスに含まれる株数で表示されるものとします。

インデックス構成銘柄の運用上の調整

定期的な見直しに加えて、参照インデックスは、インデックス構成銘柄(以下「インデックス構成銘柄」といいます。)に関連する特別なコーポレート・アクション(合併、買収、スピンオフ、上場廃止および破産申請を含みます。)により必要となるインデックス構成銘柄の変更または運用上の調整のために継続的に見直されるものとします。特別なコーポレート・イベントにより既存のインデックス構成銘柄が不適格となる場合、定期的な見直しの間に運用上の調整が行われる場合もあります。特定のコーポレート・イベントにより既存のインデックス構成銘柄が不適格となる場合、代替銘柄は、直近の選択リストにおいて最も上位にランクされている非構成銘柄とします。以下のイベントの場合、運用上の調整が必要となることがあります。

イベント	措置
合併または買収	合併または買収により、あるインデックス構成銘柄企業が別のインデックス構成銘柄企業を吸収する場合には、存続企業がインデックス構成銘柄企業として残り、吸収された企業は入れ替えられます。インデックス構成銘柄でない企業がインデックス構成銘柄企業を吸収した場合には、インデックス構成銘柄であった企業は取り除かれ、入れ替えられます。
スピンオフ	インデックス構成銘柄企業がその事業の一部を分割またはスピンオフして、一または複数の新たな企業を設立する場合、設立企業のうち、最も時価総額が大きい企業がインデックス構成銘柄として残ります。
破産	インデックス構成銘柄企業は、破産申請の後直ちに取り除かれ、入れ替えられます。ただし、状況に応じて例外措置が取られます。例えば、破産申請が事業または財務上の問題によるものではない場合には、インデックス構成銘柄が即座には取り除かれない可能性があります。
上場廃止	インデックス構成銘柄企業は、主たる取引所で上場廃止になった後直ちに取り除かれ、入れ替えられます。

半年毎のリバランス日とそれに対応する半年毎のリバランス有効日との間の期間にインデックス構成銘柄企業に関連するコーポレート・アクションがあり、その結果としてインデックス構成銘柄が適格ではなくなった場合、参照インデックスが半年毎のリバランス有効日時点において40のインデックス構成銘柄を含むように、かかる不適格インデックス構成銘柄は、「インデックス構成銘柄の選択」の第1項乃至第6項の手続きに従って入れ替えられるものとします。参照インデックスの構成銘柄およびインデックス構成銘柄のウェイト付けの変更が必要となった場合も、かかる運用上の調整は、参照インデックス値を変更することはできないものとします。通常、変更は、コーポレート・アクションの効力が生じる日と同一日に効力を生じるものとします。運用上の調整は、半年毎のリバランス日の後に行われ得ますが、これはインデックス作成人が買収またはその他の特別な状況を考慮に入れる権利を損なうものではありません。かかるすべての変更は、半年毎のリバランス有効日に効力を生じるものとします。

コーポレート・アクションまたはインデックス構成銘柄の適格性の変化により、以下に示すように、除数または割り当てられる株数に関する調整が必要になることがあります。

構成銘柄に関わる変更

調整

構成銘柄の入れ替え

参照インデックスに組み入れられる構成銘柄は、インデックス構成銘柄から外される銘柄と同じウェイトとし、これによりインデックス構成銘柄に追加される銘柄の株数が決定されます。

スピンオフ	親会社の価格から以下の値を減じます： $\left(\frac{\text{スピンオフ株価}}{\text{株式交換比率}} \right)$ インデックス構成銘柄のウェイトがスピンオフにより変化しないように株数を調整します。除数の変更は行われません。 スピンオフされる企業が「発行条件付き」ベースで取引されているに過ぎない場合、「発行条件付き」価格が親会社の終値の調整のために使用されます。
特別現金配当	配当落ち日の前日の取引終了の後で、特別現金配当の支払いを行う株式の価格を1株当たりの特別配当金額分だけ減じます。価格の調整後のインデックスの水準が、価格の調整前のインデックスの水準と等しくなることを保証するために除数の調整が行われます。
株式分割	株式分割が行われる場合は、該当するインデックス構成銘柄の株数が分割時に用いられる倍数で乗じられます。除数の変更は行われません。
株式配当	株式配当は、株式分割と同様に扱われます。
株主割当増資	親会社の株価から以下の値を減じます： $\left(\frac{\text{権利価格}}{\text{権利比率}} \right)$ インデックス構成銘柄のウェイトが株主割当増資のために変化しないように株数を調整します。除数の変更は行われません。

通常の場合、除数の変更または割り当てられた株数の変更はコーポレート・アクションが有効になる日に、当該日の直前の営業日の終値に基づいて行われます。

参照インデックスの値の計算

参照インデックスの値は、インデックス計算代理人によって、立会い終了時点ベースで計算されるものとします。参照インデックスの終値は、主たる取引所のインデックス構成銘柄の公式の終値に基づき計算され、ロイターにより報告されるWMスポット・レートの終値を用い米ドルに換算されます。参照インデックスは、また、ヨーロッパのユーロ、スイス・フラン、および日本円建てでも計算されます。計算の目的上、参照インデックスは、ニューヨーク時間の午後5時に終了されます。参照インデックスは、シンセティック・プライス・インデックスとして計算されます。参照インデックスの終値は、40のインデックス構成銘柄それぞれの終値の合計に参照インデックスの各構成銘柄の株数を乗じ、これを除数で除することにより算出されます。

一営業日において、少なくとも1つのインデックス構成銘柄が取引された場合、当該日において、参照インデックスの値は計算されるものとします。あるインデックス構成銘柄に関する取引が行われなかった日において、当該日の参照インデックスの値が計算される場合は、当該日に取りが行われなかったインデックス構成銘柄の価格は、入手可能な直近の終値とします。参照インデックスの終値は、参照インデックスの値が計算される日のニューヨーク時間の午後6:30までにインデックス計算代理人により公表されるものとします。インデックス計算代理人は、参照インデックスの正確な計算を妨げる状況が存在すると判断した場合には、インデックス値の公表を遅延するか、またはインデックス値の公表を保留もしくは中止することができるものとします。

H O L Tのスコアリング方式

H O L Tのスコアリング方式は、企業の会計データをキャッシュフロー投資収益率(C F R O I)で測定されるキャッシュフローの数値に変換することによって客観的に測定された企業業績、モメンタムおよび評価特性を満たす銘柄を識別することを目的とします。この方式によりセクター、地域および時間軸を超えた企業間の比較が可能となります。H O L Tのスコアリング方式は、適格ユニバースに含まれ

るすべての銘柄に一貫した方式で適用されます。

HOLTのスコアリング方式により、企業は3つのカテゴリー（オペレーショナル・パフォーマンス、モメンタム、およびバリュエーション）でスコア付けされます。各カテゴリーのスコアは、該当するカテゴリーに適した測定方式で企業の相対的パフォーマンスを比較することが可能となるように意図された複数の客観的測定基準を中立的に適用することによって決定されます。HOLTのスコアリング方式は、いずれかの企業の将来の市場成果または業績（絶対評価または他の企業との相対評価のいずれかを問いません。）を予想することを意図したものではなく、また、各企業のランク付けは、適格ユニバース内の他の企業との関係における各企業の定性ランクとして役割を果たすことを意図したものでもありません。オペレーショナル・パフォーマンス・カテゴリーは、収益性および経営力等の企業の業績特性を発揮する企業を識別することを意図します。バリュエーション・カテゴリーは、HOLTのディスカунテッド・キャッシュフロー・モデルを含む複数の測定基準により魅力的なバリュエーションを得た銘柄を識別することを意図します。モメンタム・カテゴリーは、市場のプラスのマーケット・センチメントから利益を得ている企業を識別することを意図します。HOLTのスコアリング方式は、ある企業を適格ユニバース内のすべての企業と比較し、カテゴリー内の各変数について、各企業に1から5までのスコア（5が最高点）を付与するものです。HOLTのスコアリング方式は、各カテゴリー内の各変数について、スコアの加重平均を計算し、カテゴリー・スコアを算出します。その後、HOLTのスコアリング方式は、カテゴリー・スコアを用い平均総合スコアを算出します。各カテゴリーは、ほぼ均等に加重されるものとします。

各カテゴリーのスコアを決定する際、HOLTは、該当するカテゴリーを反映する複数の変数を計算するために企業の財務諸表のデータに依拠するものとします。オペレーショナル・パフォーマンス・カテゴリーの変数には、現在、CFROI測定法、マネージング・フォア・バリュエーション測定法、およびチェンジ・イン・バリュエーション・クリエーション測定法が含まれています。以下の「CFROI評価方式」において記載されている通り、CFROIは、総投資額に対するグロス・キャッシュフローの比率を検討し、その一方で企業の減価する資産および非減価資産を考慮に入れることにより収益性を測定することを意図するものです。マネージング・フォア・バリュエーションは、直近の3年間の収益性（CFROIによって測定されます。）と資産の伸び率を比較することによって経営力を測定することを意図するものです。チェンジ・イン・バリュエーション・クリエーションは、直近の2年間のある企業のCFROIおよび資産構成に示されている経済的利益の変化を測定することを意図するものです。

モメンタム・カテゴリーの変数には、現在、CFROIキー・モメンタム測定法、プライス・モメンタム測定法、および日次流動性平均測定法が含まれています。CFROIキー・モメンタムは、企業の収益に関するアナリストのコンセンサス予測の変更による13週間のCFROIの変化を測定するものです。プライス・モメンタムは、2年間の企業の株式の市場価格の上昇を測定するものです。日次流動性平均は、企業の株式の平均売買高（金額）（時価総額調整後）を測定するものです。

バリュエーション・カテゴリーの変数には、現在、パーセント対ベスト測定法、エコノミック・プライス対収益測定法、配当イールド測定法およびバリュエーション/コスト測定法が含まれています。パーセント対ベストは、企業の取引価格とクレディ・スイスのHOLT CFROI評価方式（以下に記載されます。）により測定される「適正価格」との差額を測定するものです。エコノミック・プライス対収益は、企業の債務証券およびエクイティ証券の時価総額とCFROI測定法を用いて決定される当該企業の収益との比率を測定するものです。配当イールドは、アナリストの予測に基づき企業の配当利回りを測定するものです。バリュエーション対コストは、企業の債務証券およびエクイティ証券の時価総額と当該企業の純資産との比率を測定するものです。

CFROI評価方式^(注1)

HOLTのスコアリング方式は、クレディ・スイスのHOLT CFROI評価方式（以下「CFROI評価方式」といいます。）に依拠します。CFROI評価は、企業を評価する際に使用されるディスカунテッド・キャッシュフロー・モデルの一種です。CFROI評価は、企業のプロジェクトによって得られる経済的利益を概算することを意図しており、4つの主たる構成要素（インフレ調整後のグロス・キャッシュフロー、インフレ調整後の総投資額、資産の耐用年数、および非減価資産）からなります。

C F R O I 評価は、2 段階に分けて行われます。まず第 1 に H O L T は、ある企業のすべての株式保有者のインフレ調整後の総投資額に対する同企業のすべての株式保有者の入手可能なインフレ調整後のグロス・キャッシュフローを測定します。その後、H O L T は、減価する資産の有限耐用年数および非減価資産の残存価値を認識することにより総投資額に対するグロス・キャッシュフローの比率を内部収益率に換算します。

インフレ調整後のグロス・キャッシュフロー

インフレ調整後のグロス・キャッシュフローは、特別損益項目控除前純利益から算出され、H O L T のスコアリング方式に従って、以下の通り調整されます。減価償却および償却は非現金支出に該当するため純利益に加算されます。C F R O I 評価方式は株式保有者のみならずすべての資本提供者が得ることのできる利益を計算するため、支払い利息および少数株主持ち分費用は、純利益に加算されます。研究開発費および賃借料は、H O L T によって資本的支出と類似する資本投資とみなされるため純利益に加算されます。持ち分法投資利益は、純利益から差し引かれます。純利益へのその他の調整には、純年金キャッシュフロー調整、先入れ先出し（以下「F I F O」といいます。）法による棚卸し資産への後入れ先出し（以下「L I F O」といいます。）法による費用計上、保有金銭損益、および持ち分法投資利益調整が含まれます。

インフレ調整後の総投資額

インフレ調整後の総投資額の計算は、企業の貸借対照表に記載されている資産をもって開始されます。将来のキャッシュフローを生み出すために用いられる総運用投資金額を算出するために、多くの調整が行われます。まず第 1 に、減価償却額は対象資産の経済的価値を過小表示する可能性があるため、減価償却累計額は、帳簿上の資産に加算されます。インフレ調整額は、インフレ調整後の総投資額とグロス・キャッシュフローが確実に、同一の購買力を有するドル建てで測定されるよう総固定資産に加算されます。オペレーティング・リースは、資産を賃借するまたは所有する際の意味決定は事業上の意思決定ではなく財務上の意思決定であると H O L T がみなすため総運用投資金額に加算されます。リースを資産化することにより、すべての有形固定資産の価額は、資金調達方法にかかわらず、確実に、インフレ調整後の総投資額に含まれることになります。研究開発費は、かかる支出により得られた価値がかかる支出が行われた年度以降も存続するため、資産に計上され、インフレ調整後の総投資額に含まれます。L I F O 棚卸し資産評価引当金は、インフレ調整後の総投資額に含まれる棚卸し資産のドル建て評価額が、確実に、グロス・キャッシュフローと同一の購買力単位で表示されるように L I F O 法による棚卸し資産に加算されます。持ち分法投資額、年金資産、営業権、非金銭負債、および繰り延べ税金を含む複数の項目は、営業外項目であるため企業の総資産から除外されるものとします。

非減価資産

設備等の資産の価値は、キャッシュフローを生み出すことにより下落します。現金、土地または売掛債権等のその他の資産の価値は、キャッシュフローを生み出す過程においてこれらの使用による影響を受けることはありません。インフレ調整後の総投資額に含まれる資産は、非減価資産に分類される将来のキャッシュフローを生み出すために用いられるため、その価値は下落することはありません。これらの資産には、純金銭性資産、インフレ調整後の土地および改良工事、非持ち分法投資額、棚卸し資産（L I F O 棚卸し資産評価引当金を含みます。）、およびその他の長期資産（年金資産を除きます。）が含まれるものとします。

資産の耐用年数

企業の資産の耐用年数とは、その減価する資産の平均経済耐用年数をいいます。通常、総固定資産の耐用年数および資産化されたオペレーティング・リースの耐用年数は、報告された総固定資産を報告された減価償却費で除することによって計算されます。研究開発の耐用年数は、企業が行っている G I C S 産業によってすべての企業に対し体系的に割り当てられます。企業の中には、減価償却費を定額法以外の方法によって報告する企業もあります。これが一般に認められた会計原則となっている国々において

は、総固定資産の耐用年数は、財務諸表から入手できる固定資産勘定に基づく加重平均耐用年数として計算されます。各種の固定資産勘定は、該当する企業の属するG I C S産業の景気に基づき耐用年数を付与されます。

（注１）本項に記載されている内容の大部分は、Madden, Bart (1999), CFR01 Valuation: A Total System Approach to Valuing the Firm. Linacre House, Jordan Hill, Oxford: Butterworth-Heinemannから引用されたものです。

参照インデックスの過去のパフォーマンス

以下のグラフは、2002年11月14日から2009年１月末日までの各日における公表された参照インデックスの数値を示したものです。我々は、数値およびその他の情報（第三者による確認なし）をブルームバーグ・ファイナンシャル・マーケットズから入手しました。

インデックスは、「クレディ・スイス新興国インフラ指数」の名称を使用することがあります。

クレディ・スイス・エマーシング・マーケット・インフラストラクチャー・インデックス



（２）【投資対象】

上記「（１）投資方針」をご参照下さい。

（３）【運用体制】

管理会社は、取締役会を随時に開催し、財務顧問会社であるクレディ・スイス・インターナショナルや社債発行体の法令遵守等の状況および投資運用の状況について報告を行うとともに、受託会社および管理事務代行会社であるBNYファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッド、副管理事務代行会社であるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（シンガポール支店）および保管銀行であるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メリルの社内管理体制、内部管理手順等の定期的確認を行います。

クレディ・スイス・インターナショナルは、財務顧問会社として、ファンドの投資方針および投資戦略に従いその裁量でファンド資産の運用を行い、投資制限または借入れおよびレバレッジ制限に反してファンドの資産が投資されることを防ぐために必要であり経済的に合理的な手段をとります。財務顧問会社は、ファンドのために、本社債発行体が随時発行する１または複数の本社債に投資します。財務顧問会社は、内部的に当初作成され定期的に更新される投資ガイドラインに従って、投資運用活動を行います。財務顧問会社は、通常の業務の範囲外の状況が生じた結果要求されることがある投資運用決定またはその他の投資運用行為についての助言を行います。社債の将来の発行および買戻しは、財務顧問会社の指示により社債発行会社が行います。

運用体制等は、2009年１月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

ファンドは受益者に対し分配金を支払う予定はありません。結果的に、ファンドの純収益および実現キャピタル・ゲインは再投資され、ファンドの純資産価額に反映されます。

(5) 【投資制限】

1. 空売りされる証券の総額は、いかなる場合もファンドの純資産総額を上回らないものとします。
2. ファンドの純資産の15%を超えて私募株式、未上場株式または容易には換金できない不動産等の非流動資産に投資することはできません。
3. ファンドを代理する管理会社または財務顧問会社による、受益者の保護に矛盾するかまたはファンドの資産の適切な運用に反する取引(管理会社または財務顧問会社が自らまたは第三者の利益のために行う取引等)は禁止されます。
4. 受託会社は、ファンドを代理して行為する管理会社または財務顧問会社(または代行者)による以下の行為を許可しないものとします。
 - (a) 管理会社または財務顧問会社またはその取締役を本人とする取引を行うこと。
 - (b) 管理会社または財務顧問会社またはファンド以外の当事者の利益を企図する取引を行うこと。
5. 管理会社または財務顧問会社はファンドの勘定で借入を行うことができますが、その額はファンドの純資産価額の10%を上限とします。
6. ファンドは、()いかなる株式または出資に対しても投資を行わず、()株式もしくは投資法人に投資する契約型投資信託の受益証券を含む、他の投資信託の受益証券もしくは投資証券に対する投資を行いません。
7. 受託会社または管理会社、財務顧問会社は、取得の結果管理会社が運用するすべてのミューチュアル・ファンドが保有する会社の株式総数が当該会社の発行済み株式総数の50%を上回る場合、ファンドのために当該会社の株式を取得しないものとします。

3【投資リスク】

リスク要因

ファンドに対する投資は高度のリスクを伴い、投資家の投資の全額を失うことに対する保証はありません。以下は、受益証券への投資にかかるリスクを完全に網羅することを意図しておらず、また受益証券への投資に関するすべてのリスクを説明することを意図していません。投資予定者は、受益証券への投資を決定する前に本書を検討すべきです。

()特定のリスク要因

ファンド特有のリスク要因は以下のとおりです。

流動性リスク

様々な場合において、ファンドが売買を行う投資対象の市場は「薄商」または非流動的で、希望価格または希望取引量での売買が困難または不可能です。

現在、受益証券が売買される市場は存在せず、またこれを展開することはありません。受益証券の買戻しにかかる権利は限定的です。また、一定の状況において、受託会社は買戻しを停止するか、ファンドに関するまたは買戻金の支払を遅らせるか、または買戻日において当該ファンドが買戻しを行う額を制限することができます。

長期的投資

ファンドへの投資は長期的な投資とみなすべきです。満期償還日前に受益証券にかかる権利を移転または譲渡する投資家が、自ら望むレベルの投資リターンを得るとの保証はありません。

運用歴

ファンドの管理会社または財務顧問会社自体または関連する法人の過去の実績は、ファンドに対する投資の将来の結果を示唆するものとはみなされません。

実質的な費用および経費

ファンドは一定の固定費用（設立費用、募集費用、投資関連費用および継続的管理・運営費（サービス・プロバイダーに対して支払う報酬等）を含みます。）を支払うことを要求されます。かかる費用および経費は実質的なものであり、各ファンドが利益を実現したか否かにかかわらず、当該ファンドにより支払われます。

リスク・モニター会社

受託会社は、管理会社をリスク・モニター会社として任命します。

リスク・モニター会社は、ファンドによる適用あるリスク・ガイドラインの遵守を監視するとともに、受託会社が合理的に要求するところにより、ファンドに関する報告を行います。例えば、管理会社が自らおよびクレディ・スイス関連会社を損失から守ることを望む場合、ならびに優先受益証券の保有者として行為する管理会社およびクレディ・スイス関連会社からの手数料およびその他収入を得ることを望む場合、優先受益証券の保有者としての管理会社の利益とリスク・モニター会社としての役割の間に矛盾が生じることがあります。管理会社は、いつでも自らが当事者となっている各リスク・モニター契約に規定される基準に従って行為します。

リスク・モニター会社は、ファンドによるリスク・ガイドラインの遵守を監視しますが、ファンドが損失を被らない保証はありません。

法律顧問

各ファンドの設立に関する受託会社のケイマン諸島における法律顧問はウォーカーズの香港事務所です。ウォーカーズは、クレディ・スイス関連会社の法律顧問としても行為することができます。

本社債発行体の信用リスク

受託会社は、受益証券の発行手取金の実質的にすべてを本社債に投資します。本社債発行体の支払義務の中で、本社債は優先順位が高いです。受益者は本社債発行体の信用リスクを負います。

助言の不存在

受託会社、管理会社、財務顧問会社および計算代行会社は、本社債に関する助言、情報提供または信用分析を行うものではありません。特に、本書は、投資に関する助言を構成するものではありません。

非公開情報

受託会社、管理会社、財務顧問会社および計算代行会社および/またはこれらの関連会社は、本社債または本社債に関連する裏付資産に関する受益者には提供されない非公開情報を保有または取得することがあります。

本社債の性質

本社債は、本社債の発行体の帳簿に記載された名目上の投資です。

受益者は本社債に対する権利がありません

受益証券のリターンは、とくに本社債の実績に依拠します。受益証券への投資は、受益者に対し本社債または本社債に関連する裏付資産の直接的な権利を与えるものではありません。また受益者に対し本社債または本社債に関連する裏付資産の発行体または本社債の発行体に対するサービス・プロバイダーの行動を管理する権利を与えるものではありません。

参照インデックスに対する調整

インデックス計算代理人は、インデックス作成人により開発された方式に基づき参照インデックスを計算および維持することを担当します。参照インデックスは、H O L Tにより開発されたスコアリング方式に基づき半年毎にリバランスされます。インデックス作成人およびH O L Tは、参照インデックスの価額を変える可能性のある方式変更を、いつでも行うことができます。インデックス作成人、H O L T、またはインデックス計算代理人は、参照インデックスの計算または公表をやめ、または一時停止することができます。

インデックス作成人、H O L T、インデックス計算代理人に対する、またはインデックスの対象となっている株式の発行体に対する責任追及権はありません。

受益者は、インデックス作成人、H O L T、インデックス計算代理人、またはインデックスの対象となっている株式の発行体に対しいかなる権利も有しません。受益証券は、インデックス作成人、H O L T、インデックス計算代理人、またはかかる発行体により、後援、保証、販売、または販売促進されていません。インデックス作成人、H O L T、インデックス計算代理人、またはかかる発行体のいずれも、受益証券の合法性もしくは適合性、または受益証券に関する説明および開示の正確性もしくは妥当性について判断を下していません。インデックス作成人、H O L T、インデックス計算代理人、またはかかる発行体のいずれも、受益証券への投資の有望性に関して明示または黙示に何らの保証も行うものではありません。インデックス作成人、H O L T、およびインデックス計算代理人は、参照インデックスを決定、構成、または計算する際に受益者のニーズを考慮する義務を負うものではありません。

過去の実績は将来の実績の根拠とはなりません。

投資対象の価値および投資対象からの収益は、大幅に変動することがあります。過去の実績が将来の実績の保証または根拠となると考えることはできません。

セクター集中リスク

本社債は、一定のセクターに限定された特定の株式のインデックスに連動します。従ってこれらのセクターのひとつまたは複数の実績が一般的に低下することにより受益証券の実績に悪影響を及ぼすことがあります。

収益の送金

一定の国における投資対象により生じた収益の送金は、関係する現地の通貨の流動性の有無、およびかかる収益を国外送金することを抑制または妨げる外国為替管理の存在により影響されます。

()一般的なリスク要因

以下の記載は、一般的な性格を有し、受益証券への投資に関連する一般的なリスク要因を説明することを目的としています。

一般的な投資および取引のリスク

すべての投資対象は、元本を失うリスクを負っています。通常、投資対象の取引は、価格が大幅に変動する可能性があり、市場動向の予測が困難であり、および投資対象を適切なタイミングまたは価格で売却できない可能性があるといった著しい市場リスクを伴います。

財務顧問会社への依拠

ファンドが財務顧問会社に委託する場合、ファンドの成功は当該ファンドの投資対象の選定および実績の監視に関する財務顧問会社の判断および手腕に依拠します。投資家は、ファンドの投資対象に

関する経済、財務およびその他の情報を自ら判断する機会を有さず、管理会社または財務顧問会社の判断および手腕に依拠します。管理会社または財務顧問会社が成功するとの保証はありません。したがって、投資家はファンドの投資活動のあらゆる側面につきファンドの財務顧問会社に託する意思のない限り、受益証券を購入すべきではありません。また、財務顧問会社の主要な人員の死亡、能力喪失または退職により、当該ファンドの投資結果が悪影響を受けることがあります。

レバレッジ

ファンドは(場合によっては高度な)レバレッジがかけられる可能性があります。その結果、ファンドが直接行う投資の比較的小さな変動でもファンドに莫大な損失をもたらす可能性があります。ファンドはレバレッジの活用によってより良い実績を上げられるという保証はありません。ファンドが利用するレバレッジ戦略はファンドの取引費用、支払利息およびその他の費用や経費を増加させることが予測されます。加えて、信用取引は担保として資産の質権を求め、結果的に、そうでなければ起こらないような大きな損失となる投資有価証券の売却を招く可能性があります。ファンドが信用取引やその他レバレッジを利用することによってファンドに重大な損失がもたらされないという保証はありません。

為替リスク

ファンドの投資対象は、様々な通貨建ての場合があります。そのため、投資家は、かかる投資対象および関連する特定のファンドおよび/または受益証券の基準通貨の為替レートの変動、およびかかる基準通貨と投資家の保有する受益証券の基準通貨の違い(もしあれば)に関するリスクを負うことがあります。ファンドの管理会社または財務顧問会社は通貨リスクのヘッジを目指すことがありますが、これは義務ではありません。

金利リスク

ファンドが債務証券(格付の有無を問いません。)を有する場合、投資家は、一般に債務証券の市場価値は金利および発行体の財務状況に応じて変動することに留意すべきです。通常、金利が低下している期間は価値が上昇し、逆に金利が上昇している期間には価値が低下します。かかる市場価値の変動は、関連ファンドの純資産価額に反映されます。

ファンドが購入する債券および確定利付債が従前の利回りに匹敵する利回りを継続的に得るとの保証はありません。また、ファンドが取得する発行体の債務が支払期日に支払われるとの保証もありません。

支払不能リスク

ファンドが保有する証券の発行体、またはファンドの取引相手の不履行、支払不能またはその他業務上の問題により、ファンドの業績およびファンドが投資目的を達成する能力に悪影響を及ぼす可能性があります。

グローバル投資のリスク

ファンドはそれぞれ、世界各国の様々な資本市場に投資することができます。その結果、ファンドは当該証券から得る利益またはこれに関する収益にかかる源泉徴収税の課税リスクに曝されます。また、資本市場の一部は、()市場間の差異(一部の外国証券市場における潜在的な価格乱高下および相対的流動性を含みます。)、()統一的な会計、監査および財務報告基準、慣行および開示要請の不存在および政府による監督および規制の不足、および()一定の経済的および政治的リスク(潜在的な為替統制規則、外国投資および資本の本国送金に関する潜在的な規制を含みます。)等、通常は確立された証券市場への投資においては関係しない要因に影響されます。

大量の買戻し

ファンドの受益証券の大量の買戻しは、()未買戻しの受益証券の価値または残りの投資対象のリスク因子に悪影響を及ぼす時に投資対象の間接的な処分が行われるか、または()受託会社にファンドの終了を決定させる可能性があります。

受益者は経営に参加しません

受益者はファンドの運用または業務に参加しません。

適用法の変更

受託会社は、受託会社または受託会社のサービス・プロバイダーが運用および/または受益証券の募集を行う法域の証券法および税法により課される要件等の様々な法律上の要件を遵守しなければなりません。かかる法律のいずれかがファンドの条件を変更する場合、受託会社および受益者に対する法律上の要件は現行の要件と大幅に異なる可能性があります。

その他の活動

管理会社または財務顧問会社およびそれぞれの関連会社は、その他の事業活動に従事し、その他の集団投資スキームを含むファンド以外の顧客の口座を運用することができます。その他の顧客に対する投資戦略は、管理会社または財務顧問会社を務めるファンドに対する投資戦略とは異なる場合があります。管理会社または財務顧問会社およびそれぞれの関連会社のいずれも、何らかの活動を控えることまたは当該活動から得た利益を返還することを要求されません。かかる活動には、当該ファンドの投資目的と類似するかまたは異なる目的の投資ビークルに対する管理会社または財務顧問としての活動を含みます。管理会社または財務顧問会社は、自らが必要かつ適切であるとみなすファンドおよびその業務に時間と労力を費やします。

ファンドの特定の投資対象の売買が、当該ファンドの管理会社または財務顧問会社の他の顧客の売買と同時または殆ど同時に行われた場合、かかる取引は実務上可能な限り、かかる管理会社または財務顧問会社がすべての当事者に対して公平であるとみなす方法により有効となります。かかる管理会社または財務顧問会社のその他の顧客のための投資対象の売買は、当該投資対象にかかる需要、供給または価格につき重大な悪影響を及ぼし、ファンドの投資戦略の実行に影響を及ぼす可能性があります。

その他のファンドおよび集団投資スキーム

管理会社または財務顧問会社およびその関連会社は、自らが管理会社または財務顧問会社として行為するファンドの投資目的と類似の投資目的を有するその他のファンドおよび集団投資スキームにつき運用、助言またはサービスの提供を行うことができ、これを行います。その結果、かかる管理会社または財務顧問会社は、顧客間での運用にかかる時間、サービスおよび機能の配分につき利益相反を生じることがあります。いずれのファンドも、投資機会の配分につき、管理会社または財務顧問会社から優先的な扱いを受けることはありません。

投資適合性

独立した検討および適切とみなされる専門家の助言に基づき、投資予定者による受益証券の取得は、当該受益証券への投資につき明確かつ重大なリスクが内在している場合でも、投資予定者は以下の事項を判断しなければなりません。

- (a) 投資予定者（または受託者として行為している場合は受益者）の財務上の必要性、目的および条件に完全に合致していること、
- (b) 投資予定者（または受託者として行為している場合は受益者）に適用あるすべての投資方針、ガイドラインおよび規制を遵守し、これらに完全に合致していること、および
- (c) 投資予定者（または受託者として受益証券を取得する場合には受益者）にとって適切な投資であること。

適用法の遵守

受託会社、管理会社、計算代行会社および財務顧問会社は、投資予定者による受益証券の取得の合法性について、またはかかる投資予定者による適用法、規制または方針の遵守につき責任を負いません。投資予定者は、これらの事項に関する決定につき、受託会社、管理会社または財務顧問会社に依拠することはできません。

代理人および信託関係

財務顧問会社、計算代行会社もしくはこれらの関連会社または管理会社を除いた受託会社に対するサービス・プロバイダーのいずれも、受益者に対して代理人または信託の義務を負わず、または代理人または信託の関係を有しません。

潜在的な利益相反

財務顧問会社および計算代行会社および受託会社に対するサービス・プロバイダーである関連会社は、受益者に対する自らの業務における義務とその他の能力における権利の間に利益相反が生じるこ

とがあります。かかる状況において、財務顧問会社および計算代行会社および受託会社に対するサービス・プロバイダーである関連会社は、自己のためになるように利益相反を解決することができます。また、財務顧問会社および計算代行会社およびその関連会社は、本社債に関連する裏付資産に関するかまたは当該裏付資産により投資されるファンド(場合によります。)に関するプライム・ブローカーとして行為することができます。

さらに、参照インデックスのための方式およびルールは、クレディ・スイスの一部門であるH O L Tにより開発された参照インデックスを構築およびリバランスするためのスコアリング方式に基づき、インデックス作成人(財務顧問会社の関連会社であるクレディ・スイス・セキュリティーズ(ヨーロッパ)リミテッド)により開発されました。参照インデックスは、H O L Tにより年二回リバランスされます。H O L Tは、対象となっている方式を構成している計算がどのように行われるかにつきある程度の裁量権を保持しており、参照インデックスのリバランスに影響を及ぼす場合があります。インデックス作成人およびH O L Tにより行われた決定が、本社債の価額に影響する場合があります。従って、クレディ・スイスと受益者との間に潜在的な利益相反が存在する可能性があります。

運用に関する保証の不存在

受益証券にかかる投資リターン(つまり、受益証券に当初投資された額を上回るリターン)は、とりわけ本社債の実績に依拠します。受託会社、管理会社、計算代行会社および財務顧問会社は、受益証券の実績(価値は下落することも上昇することもあります。)につき何らの表明・保証を行わず、また受託会社、管理会社、計算代行会社および財務顧問会社は、ファンドの期間中に受益証券の価値が増加すること、または受益証券にかかる投資リターンが受益者にとって望ましいレベルであることを保証しません。購入予定者は、金融および事業に関して知識と経験を有し、市場リスクの判断に長けて受益証券への投資のメリット、リスクおよび適性について評価する能力を有するものでなければなりません。受託会社、管理会社、計算代行会社または財務顧問会社のいずれも、受益証券に関する市場リスクにかかる情報源であることを意味しません。

算式に基づく計算

受益証券の価値を決定するための分配および控除は規則に基づくもので、特別な事由のない限り受託会社またはその他の当事者の裁量にはよりません。

相関関係

受益証券および/または本社債にかかる手数料および適用ある外国為替ヘッジまたはクーポンおよびその他の要因の影響により、受益証券の価値と本社債の価値の変更の間には完全な相関関係があるわけではありません。投資家は、手数料および利息が受益証券の純資産価額に与える影響につき留意すべきです。

トラスト障害事由

トラスト障害事由に従って評価日に要求される支払または必要な計算は遅延する場合があります。推定に基づいて計算をする必要がある場合があります。またトラスト障害の結果として評価の調整がなされる場合があります。投資家は、上記のとおりトラスト障害が受益証券に与える影響に留意すべきです。ファンドに関する計算代行会社の裁量

ファンドに関する計算代行会社は、一定の状況において、財務顧問・計算代行契約に基づき要求される計算および判断を行うために裁量権をもって活動します。

リターン

投資家の受益証券に対する当初投資にかかるリターンが、かかる投資家はその投資元本を預金していた場合に得たであろうリターンと同額またはこれを上回るとの保証はありません。

投資家への課税

投資家は、同人が投資から得たか、または得たとみなされる収益またはキャピタル・ゲインにつき、自らの法域の税金を課せられることがあります。従って、投資家は受益証券への投資を検討する前に税務上の助言を得るべきです。

運用開始後の本社債の価格の変動

本社債は、受益証券の発行による手取金により取得されます。かかる手取金の取得時期と本社債の取得時期との間に短期間のずれが生じることがあります。かかる期間中に、ファンドの純資産総額が減

少するような社債の価格の下落がある場合があります。

リスクに対する管理体制

管理会社は、リスク管理手続きマニュアルを作成し、継続的にこれを更新します。管理会社は、上記リスクが実現する可能性を正確に監視する努力を継続的に行います。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

発行価格の5%を上限とする申込手数料が課せられます。

日本国内における申込手数料

発行価格の5.25%(税抜5.00%)を上限とする申込手数料が課せられます。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

各受益者は、当該買戻日(毎評価日)における1口当たり純資産価格の0.30%の信託財産留保金を支払うものとします。日本国内の消費税は信託財産留保金には課せられません。信託財産留保金はファンドにより留保されます。信託財産留保金は買戻し金額から差し引かれます。

日本国内における買戻し手数料

各受益者は、当該買戻日(毎評価日)における1口当たり純資産価格の0.30%の信託財産留保金を支払うものとします。日本国内の消費税は信託財産留保金には課せられません。信託財産留保金はファンドにより留保されます。信託財産留保金は買戻し金額から差し引かれます。

(3)【管理報酬等】

販売報酬

販売会社は、販売報酬として、ファンドの純資産価額の年率1%の報酬を受領します。かかる報酬は、ファンドの設定日(同日を除きます。)から毎日発生し、毎月毎に後払いで1年を365日として計算し、受領します。

代行協会員報酬

代行協会員は、代行協会員報酬として、ファンドの純資産価額の年率0.30%の報酬を受領します。かかる報酬は、ファンドの設定日(同日を除きます。)から毎日発生し、毎月毎に後払いで1年を365日として計算し、受領します。

管理報酬

管理会社は、管理報酬として、5,000米ドルの年間報酬を受領します。

受託報酬

受託会社は、受託報酬として、25,000米ドルの年間報酬を受領します。

副管理事務代行報酬

副管理事務代行会社は、副管理事務代行報酬として、48,000米ドルの年間報酬を受領します。副管理事務代行会社はまた、現金支払費用について、ファンドの資産から払い戻しを受けます。

保管報酬

保管銀行は、保管報酬として、12,000米ドルの年間報酬を受領します。保管銀行はまた、現金支払費用および保管取引費用の払い戻しを受けます。

財務顧問報酬

財務顧問会社は、財務顧問報酬として、ファンドの純資産価額の年率0.30%の報酬を受領します。かかる報酬は、ファンドの設定日(同日を除きます。)から毎日発生し、四半期毎に後払いで1年を365日として計算し、受領します。

計算代行報酬

ありません。

2008年9月末日に終了した会計年度中の報酬は以下の通りです。

販売報酬	175,190米ドル
代行協会員報酬	52,557米ドル

管理報酬	3,891米ドル
受託報酬	19,470米ドル
副管理事務代行報酬	37,382米ドル
保管報酬	12,641米ドル
財務顧問報酬	52,303米ドル

(4) 【その他の手数料等】

ファンドは、以下の費用、経費を負担します。

- (1) 法律顧問および監査人の費用・経費
 - (2) 証券取引に関するブローカー報酬および発行または譲渡に関する税金
 - (3) 政府または機関に支払われるすべての税金および会社費用
 - (4) 借入金の利息
 - (5) 投資者へのサービスにかかる通信費用およびファンドの受益者集会の費用、確認通知、財務報告書およびその他の報告書、委任状、英文目論見書、目論見書ならびに類似の書類の準備、印刷、翻訳および交付にかかる全費用
 - (6) 保険費用(もしあれば)
 - (7) 訴訟および補償費用ならびに通常業務では発生しない特別費用
- 2008年9月末日に終了した会計年度中のその他の手数料は58,341米ドルです。

この他に、ファンドは、ファンドの設立に関連する費用として、以下の費用および経費を負担します。

- (1) 受益証券の募集費用(当局に対する書類の準備および提出にかかる費用を含みますがこれらに限られません。)およびファンドのマーケティングに関連する費用
 - (2) その他すべてのサブ・ファンドおよびトラストの設立・募集費用
- なお、かかる費用、経費が特定のサブ・ファンドに直接帰属しない場合、各サブ・ファンドはそれぞれの純資産価額の割合に応じてかかる費用・経費を負担します。

ファンドの設立に関する費用・経費(以下「設立費用」といいます。)は受託会社またはその適法に授權された代理人が、管理会社と協議のうえ、その他の方法が適用される旨を決定しない限り、ファンドより支払われます。ファンドの当初払込日(2007年12月20日)から18ヶ月の期間において期間按分のうえ償却されます。米国会計基準(GAAP)に基づき、ファンドに関する設立費用は直ちに計上されるべきです。結果的に償却の影響が大きい場合、ファンドの会計監査報告書に、ただし書きが付記されることになります。

2008年9月末日に終了した会計年度中にファンドが支払った設立費用は322,843米ドルです。

(5) 【課税上の取扱い】

受益証券の投資者になろうとする者は、その設立地や住居地の法律における、受益証券の購入、保有、買戻し、償還、譲渡、売却その他の処分に伴う税金等の取扱いについて専門家に相談することが推奨されます。

日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。ファンドの受益証券は、上場されていません。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなります。
- (2) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差額を含みます。)については、分離課税となり、20%(所得税15%、地方税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、この場合支払調書は提出されません。
- (3) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差額を含みます。)については、20%(所得税15%、地方税5%)の税率による源泉徴収が

日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出されます。

(4) 法人の益金不算入の適用は認められません。

(5) ファンドの受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱われ、個人の受益者の売買益については課税されません。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(1) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の分配金と同じ取扱いとなります。

(2) 個人がファンドの分配金を受け取る場合、その課税方法は以下のとおりとなります。

平成21年1月1日以後に個人に支払われるファンドの分配金に対して確定申告を行う場合、受益者は、申告する上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。)の配当所得の金額の合計額について、総合課税に加え、申告分離課税を選択することができます。平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間は、その年分に申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額のうち100万円以下の部分については10%(所得税7%、地方税3%)の税率、100万円を超える部分については20%(所得税15%、地方税5%)の税率となる(平成23年1月1日以降、申告分離課税を選択した場合の税率は、一律20%(所得税15%、地方税5%)となります。)。申告不要を選択した場合は源泉徴収(平成21年1月1日から平成22年12月31日まで10%(所得税7%、地方税3%)、平成23年1月1日以降は20%(所得税15%、地方税5%)の税率となります。)された税額のみで課税関係は終了するが、その年における上場株式等の一定の配当等の金額の合計額が100万円を超える受益者については、当該受益者がその年中に受取った上場株式等の配当等について、申告不要を選択することはできません。申告分離課税を選択した配当所得は上場株式等の譲渡損失との損益通算が可能です。

(3) 平成21年3月31日までに法人がファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差額を含みます。)を受け取る場合は、7%(所得税のみ)の源泉徴収が行われる(平成21年4月1日以降の源泉徴収税率については、15%(所得税のみ)となります。)。法人の益金不算入の適用は認められません。

(4) 個人が受益証券を譲渡・買戻し請求した場合、その課税方法は以下のとおりとなります。

受益証券の譲渡価額(邦貨換算額)から当該受益者の取得価額(邦貨換算額)を控除した金額が株式等の譲渡所得等の金額となり、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間の譲渡所得等の金額に対しては、その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額のうち500万円以下の部分については10%(所得税7%、地方税3%)の税率、500万円を超える部分については20%(所得税15%、地方税5%)の税率となる(平成23年1月1日以降の税率は一律20%(所得税15%、地方税5%)となります。)。申告不要を選択した場合は源泉徴収(平成21年1月1日から平成22年12月31日まで10%(所得税7%、地方税3%)、平成23年1月1日以降は20%(所得税15%、地方税5%)の税率となります。)された税額のみで課税関係は終了するが、その年における上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額が500万円を超える受益者については、当該譲渡所得等につき、申告不要を選択することはできません。譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益および上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

(5) 受益証券は特定口座において取扱うことができます。

(6) 分配金および譲渡・買戻しの対価につき、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかに関わらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

なお、税制等の変更により上記 ないし 記載の取扱いは変更されることがあります。

ケイマン諸島

トラストは、ケイマン諸島信託法(改正済)第81条に従い、ケイマン諸島総督に、保証証書の日付から50年間ケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得またはキャピタル・ゲインに税金を課す法律はトラストには適用されない旨、および財産税または相続税の性格を有する税金は、トラストの資産もしくは所得またはかかる資産もしくは所得に係する受益者には適用されない旨の保証書を受領しています。

現行のケイマン諸島の法律は、ケイマン諸島においてトラストの利益または収益に税金が課されず、トラストの分配金は、受益者に税金を控除することなく支払われます。

ファンドの受益証券の譲渡または買戻しに関してケイマン諸島で課される印紙税はありません。本書の作成日の時点で、ケイマン諸島で為替管理は行われていません。免税トラストとして、トラストは、トラストの登録事務代行会社に約600米ドルの初回登録料と、600米ドルの年間料金を支払う義務を負います。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

（2009年1月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
債券	イギリス	10,717,818.30	99.51
現金・その他の資産（負債控除後）		52,705.74	0.49
合計 （純資産総額）		10,770,524.04 (965百万円)	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（2009年1月末日現在）

順位	銘柄	発行地	種類	利率 （％）	満期日	額面金額 （米ドル）	簿価 （米ドル）	時価 （米ドル）	投資 比率 （％）
1	Index - linked variable note due 2018	イギリス	債券	連動変 動金利	2018年1月11日	27,251,000.00	27,110,325.49	10,717,818.30	99.51

【投資不動産物件】

2009年1月末日現在、該当事項ありません。

【その他投資資産の主要なもの】

2009年1月末日現在、該当事項ありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2009年1月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は、次の通りです。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第1会計年度末 (2008年9月末日)	19,860	1,778	63.00	5,642
2008年2月末日	17,217	1,542	98.46	8,817
3月末日	18,944	1,696	95.12	8,518
4月末日	20,679	1,852	100.26	8,978
5月末日	32,390	2,901	106.17	9,508
6月末日	30,599	2,740	97.53	8,734
7月末日	29,911	2,679	91.90	8,230
8月末日	27,188	2,435	84.04	7,526
9月末日	19,860	1,778	63.00	5,642
10月末日	11,686	1,046	41.51	3,717
11月末日	10,595	949	38.12	3,414
12月末日	11,337	1,015	40.64	3,639
2009年1月末日	10,771	965	38.79	3,474

(注) 財務書類中の第1会計年度末現在の純資産総額および1口当たり純資産価格は、会計基準に従い、支払済設立費用を差し引いて計算されているため、上記表中の第1会計年度末現在のそれぞれの額とは異なります。

【分配の推移】

該当事項ありません。

【収益率の推移】

計算期間	収益率(注)
第1会計年度	- 37.00%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) \div b$

a = 当該会計年度末の1口当たり純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当初発行価格(100米ドル)

第2【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換を行う登録・名義書換事務代行会社は次のとおりです。

取扱機関 ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（シンガポール支店）

取扱場所 シンガポール 239920、UEスクエア #12-01、クレメンソー通り 83

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、その日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続きがとられ、それ以外のものについては受益者本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

（ロ）受益者集会

1. 受託会社は、信託証書により招集されることが要求されている場合、または発行済み受益証券の純資産価額の25%以上を保有していると登録されている受益者の書面による要求によりかかる通知に記載されている日時および場所において受益者総会を招集することができるものとし、また、以下の規定がかかる総会に適用されます。
2. 受益者に対し、少なくとも7日前までに（信託証書に規定されたとおり、送達がなされたときとみなされる日から起算します。）総会の場所、日時および総会において提案される予定の決議案が記載されている通知を付与しなければなりません。すべての受益者による同意により、かかる総会は、これより遅い通知によりまたは通知なしで、また、受益者が適切とみなす方法で、招集され得るものとし、
3. 過失により受益者に対し総会に関する通知が付与されなかった場合、または受益者が総会に関する通知を受領しなかった場合も総会の議事は無効にはならないものとし、
4. 受託会社により書面で指名された者は、総会に出席し、かつ発言する権利を有します。
5. 募集用書類の条項により規定される場合を除き、受益者総会の定足数は、当該時の発行済み全受益証券の純資産総額の25%に相当する純資産価額を有する受益証券の保有者（本人または代理人によります）とします。
6. いずれかの受益者総会の指定時間以後、30分以内に定足数が満たされない場合、（受益者の要求に応じ受託会社により招集された場合は、）放棄されるものとし、または、（受託会社により別途招集された場合は、）7日間延期され、同一時間および同一場所において開催されるものとし、かかる延期された総会の定足数は、受益者1名とします。
7. 受託会社が特定またはすべての受益者総会のために受益者がこの制度を利用できるよう取り計らうことを希望する場合、受益者は、かかる総会に参加しているすべての者が互いの発言を聞くことができるよう電話または類似の通信手段により参加することができるものとし、かかる参加により本人が総会に出席したものとみなされます。
8. 受託会社により書面で指名された者は、すべての受益者総会において議長を務めるものとし、かかる議長が存在しない場合、またはいずれかの総会において、総会の開始指定時間以後15分以内に議長が出席しない場合、またはかかる者が議長として行為することを希望しない場合、出席受益者は、その中の1名を当該総会の議長として選出するものとし、
9. 議長は、定足数が満たされている総会の同意を得て（また、総会により指示された場合）、総会を随時延期することができますが、延期総会においては、延期される前の総会において未解決となった議事以外の議事は審議されないものとし、総会が14日以上延期される場合は、延期総会に関し、当初の総会の場合と同様に通知されるものとし、上記の場合を除き、延期に関する通知または延期総会において審議される議事に関する通知を行う必要はありません。
10. 受益者総会においては、決議は投票（その方法は議長により指示されます。）により行われるものとし、投票の結果が総会の決議とみなされます。
11. 投票において賛成と反対が同数の場合、総会の議長は、決定票を投じる権限を有しません。
12. 募集用書類の条項により規定される場合を除き、すべての受益者総会において、各受益者は、自

身が保有する受益証券1口当たり純資産価格(受益証券の基準通貨が米ドルでない場合は、受託会社が米ドルに換算します。)の1米ドルについて1票を有するものとします。

13. 決議は、発行済み受益証券の純資産価額の過半数を保有する受益者の投票または書面の同意により採択されます。
14. 決議のために受益者の受益証券1口当たり純資産価格を決定する場合、受益証券の1口当たり純資産価格は、総会開催日の直前の評価日付で決定されます。
15. 票決において、投票は本人または代理人により行われます。
16. 代理人を任命する証書は、指名者もしくは書面で正式に授權されたその代理人の署名のある書面、または指名者が法人の場合は社印もしくは正式に授權された役員もしくは代理人の署名のある書面とします。代理人は、受益者である必要はありません。
17. 代理人を任命する証書は、通常の書式または受託会社が承認し得るその他の書式によるものとします。
18. すべての受益者総会に関するすべての決議および議事に関する議事録は、かかる目的で受託会社によりトラストの費用で提供される帳簿に正式に記載されるものとし、また、かかる議事録が総会の議長により署名されることになっている場合は、その記載事項に関する決定的な証拠となります。
19. 決議は、総会に出席したか否かを問わず、すべての受益者に対し拘束力を有するものとし、各受益者および受託会社は、信託証書に記載される条項に従うことを条件に、これに応じてかかる決議を実行する義務を負うものとします。
20. 以下の行為を承認または裁可するため、決議が要求されます。
 - () 受託会社の解任および後任受託会社の任命
 - () 管理会社の解任および後任管理会社の任命
 - () ファンドの現金以外の資産の受託会社による分配
 - () 特定の状況における信託証書の訂正または変更
 - () ファンドの準拠法の他の法域への移行

(八) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は、いかなる者(米国人および(制限付例外があります。)ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。)による受益証券の取得も制限することができます。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの追加情報】

1【ファンドの沿革】

平成12年1月4日 管理会社の設立
平成19年11月9日 基本信託証書締結
平成19年11月13日 設立証書締結
平成19年12月20日 ファンドの運用開始
平成20年4月2日 補遺信託証書締結

2【ファンドに係る法制度の概要】

() 準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法(改正済)(以下「信託法」といいます。)に基づき設立されています。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改正済)(以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。)により規制されています。

() 準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者(受益者)の利益のために投資運用会社はこれを運用します。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のケイマン諸島籍のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければなりません。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

ミューチュアル・ファンド法

後記「3 監督官庁の概要」の記載をご参照ください。

3【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されます。受託会社は(認可された投資信託管理会社として)、ケイマン諸島内にファンドの主たる事務所を提供することに同意しており、このため、ファンドはミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条に基づき規制されます。従って、ファンド(および受託会社)は、ミューチュアル・ファンド法上、ケイマン当局に申請書および募集関連書類(およびその変更)および監査済年次財務諸表を提出しなければなりません。

規制された投資信託として、ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAの監督に服し、CIMAは、いつでもファンドに、財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。さらに、CIMAは、受託会社にCIMAがミューチュアル・ファンド法上の義務を遂行するために合理的に必要とするファンドに関する情報または説明を提出するよう求めることができます。

受託会社は、ファンドに関するすべての記録を、合理的な時間に、CIMAに提出または開示しなければならず、CIMAは、開示された記録の写しを作成し、抄本を備置することができます。CIMAの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服し、CIMAは、裁判所にファンドの解散を請求することができます。

できます。

規制された投資信託が、特にその義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、C I M Aは、一定の措置を取ることができます。C I M Aの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行についてファンドに助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。C I M Aは、その他の権限(その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。)を行使することができます。

第2【手続等】

1【申込(販売)手続等】

(1) 海外における販売手続等

あらゆる申込者は、申込みを希望する受益証券に関する申込書に記入し署名することを要求されます。申込金の支払いに関して、申込金はファンドの当該申込者名で開設されている口座から支払いを受け、特定される要件に従って行われるものとします。第三者からの払込は受付られません。

販売代理人を利用する場合、受託会社は受益証券の価格に販売代理人(当該受益証券の販売を補佐します。)に支払うべき販売手数料を追加することができます。受託会社は、その単独裁量において、申込者に対してかかる販売手数料を放棄または減額することができます。

副管理事務代行会社が記入済みの申込書を受領した後は、かかる書類は取消不能となります。

受託会社は、受益証券の申込みを行う投資家に対し、申込手数料を課す権利を留保します。受託会社の絶対的裁量において、かかる手数料の全部または一部を放棄することができることを条件とします。

確認書

副管理事務代行会社は、すべての申込書につき、その受領後、実務上可能な限り速やかに確認書を発行します。関連する申込価格および発行受益証券数を記載した確認書は、通常、受益証券が分配される取引日から実務上可能な限り速やかに受益証券が発行された日の2営業日以内(ただし、副管理事務代行会社が適時に純資産価額の計算を行うためのすべての関係情報を入手することを条件とします。)に受益者に送付されます。

受益者は受益証券を証明する証書を交付されません。全ての受益証券は登録された受益証券です。受益者の権利はファンドの受益者登録名簿により証明されます。受託会社は副管理事務代行会社に対し、受益証券に関するすべての必要書類および支払を受領した後、かかる受益者の受益証券の購入に関する個人口座番号を発行することを要求するものとします。かかる個人口座番号は秘密とされ、受益証券の買戻し、追加投資を望む投資家により、またはその他副管理事務代行会社または受託会社に対する連絡において投資家により提示されるものとします。受託会社、副管理事務代行会社またはその他のいかなる者も、個人口座番号を提示し、当該個人口座番号が配布された受益者から授権されたと主張する者の指示に従って行動する責任を負いません。

受益証券の発行および販売

受益証券は、最低申込額の制限に従い、投資者および受益者に各評価日の継続募集価格で募集されます。

受益証券販売・買戻契約に基づき、管理会社は、一定の条件に従い、販売会社に対し、管理会社と販売会社の間で合意される口数の受益証券を売却することに同意し、販売会社はこれを管理会社から購入することに同意しました。販売会社は、購入する受益証券のすべてまたは実質的にすべてを投資家に販売します。販売会社は、自らが受益証券を購入した条件と異なる条件において投資家に受益証券を募集する場合があります。かかる条件は、販売会社が随時決定するのとおりとし、また、投資者間にて異なる場合があります。

信託証書の条項に従い、受益者は、受託会社が受益者の名義で登録された受益証券に対する権利、権限または利益を有する唯一の者と認める者であり、受託会社はかかる受益者を受益証券の絶対的な所有者であると認識することができ、これに反する一切の通知に拘束されません。受託会社は、受益証券の権限に影響を与える信託、エクイティーまたはその他の利益を考慮に入れたり、信託証書の規定または管轄をもつ裁判所が命令する場合を除いて、信託の執行を考慮したり認識する義務を負うものではありません。

受益証券の購入に関する申込書は(申込書に定める申込者の身元および申込金の資金源確認書類とともに)副管理事務代行会社に送付され、当該評価日の少なくとも1営業日前に、副管理事務代行会社を受領されなくてはなりません。申込金は、当該申込者名義の口座からファンドの口座宛に、払込日のシンガポール時間午後6時までに、電信送金によって全額支払わなければなりません。支払は米ドル建てでなされなければなりません。第三者支払は認められません。

各評価日の受益証券の購入の申込みは申込書で行われ、副管理事務代行会社宛に送付されるものとします。副管理事務代行会社が申込書および申込金を受領するまで、受益証券の発行は行われないものとします。受益証券は発行日(各評価日、または受託会社がその裁量で決定するその他の日をいいます。)に発行されます。

受益証券の申込者は、受託会社、副管理事務代行会社、管理会社またはその適式に授権された代理人または委託者のいずれも、ファックス等により送付された申込書の判読不能または未受領の結果として生じる損失、または適式に授権された者が誠実に署名していると確信した指示に従った措置に関連して生じた損失について何らの責任も負わないことに注意すべきです。

管理会社は、受益証券の購入の申込みの全部または一部を拒否する権利を留保し、適切に記入済みの申込みがなされたが上記の支払が適時に受領されていない注文を取り消すことができます。

一旦副管理事務代行会社が受領した記入済み申込用紙は、管理会社が受託会社と協議の上、一般にまたは特定の場合において決定しない限り、取消不能とします。副管理事務代行会社は、記入済み申込書の原本および申込金に関する清算資金および申込者の身元と申込金の資金源を確認するために必要な文書の受領を条件として、認められた申込者に対して所有権確認書を発行します。副管理事務代行会社が所有権確認書の発行前に申込者に対して追加情報を要求することを決定した場合、副管理事務代行会社は申込者に対して通知し、必要な情報を要求します。

すべての受益証券は記名式受益証券です。受益者の権利は、ファンドの受益者登録名簿に記載されることにより証明され、受益証券により証明されるものではありません。

各投資者または受益者は、当該評価日の5営業日以内に投資者または受益者の申込について発行価格の5.25%(日本の消費税を含みます。)を上限とする申込手数料を支払うものとします。

適合性

受益証券に対する投資は、()証券投資の経験および証券法の知識を有し、()その時々の方々のニーズに対応する適切な手段を有し、かつ()当該投資において流動性の必要性を有さない投資家にのみ適しています。投資家は、受益証券の申込みを行う前に、募集用書類を熟読し、理解しなければなりません。

ファンドの受益証券に関する特定の適性要件は、関連する補遺目論見書に定められます。

いかなる受益証券も、以下の者、法人もしくは会社により、またはこれらのために保有されません。()米国人、()ケイマン諸島の市民もしくは居住者、もしくはケイマン諸島を所在地とする者もしくは会社(ケイマン諸島で設立された免税会社もしくは非居住の会社を除きます。)、() ()もしくは()に記載される者もしくは会社の保管人、名義人もしくは受託者、または()関連する募集用書類の条件により、受益証券の保有を禁止もしくは規制されている者。

受託会社はその単独裁量により、受益証券の申込みの全部または一部を受諾または拒絶することができます。申込人が投資規制または投資制限に服する範囲において、これらは申込時に開示されるものとします。

受託会社またはいずれかのファンドが本来負担することのない納税義務が発生するか、もしくは本来被ることのないその他の金銭上の不利等を被るか、またはファンドが適用法に基づく登録を必要とされると受託会社が判断する場合、受益証券は、いかなる者に対しても募集、発行または譲渡されません。

(2) 日本における販売手続等

日本においては、各取引日に日本における販売会社または販売取扱会社による募集の取扱いが行われます。その場合、日本における販売会社または販売取扱会社は口座約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。投資者は、国内約定日から起算して4営業日目(国内受渡日)までに、申込金額および申込手数料を日本における販売会社に支払うものとします。

受益証券の保管を日本における販売会社に委託した投資者の場合、日本における販売会社または販売取扱会社から買付代金の支払と引換えに取引残高報告書または他の通知書を受領します。

なお、日本における販売会社または販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等日本証券業協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができません。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し手続等

任意買戻し

受託会社は、正常な市場と流動性の状態の下で、各買戻日の少なくとも1営業日前に受益者から受領した取消不能の通知により、買戻日に受益証券が存在する場合、関連する買戻日時点において、関連する買戻日に該当する評価日の純資産価額を当該評価日に発行済みの受益証券口数で除して計算される価格（当該評価日において関連純資産価額に基づいて決定される受益証券の発行または買戻しを記録する前）（1セント未満を四捨五入する。）により受益証券を買戻します。買戻価格は、1口当たり純資産価格から適用ある信託財産留保金を差し引いた額です。受託会社はその単独裁量により、指定時間を過ぎて受領した申込みを翌取引日まで持ち越し、当該翌取引日に適用ある買戻価格にて当該受益証券を買戻すことができます。ただし、受託会社はその単独裁量により指定時間を過ぎて受領した申込書を認めることができます。

買戻請求は副管理事務代行会社宛に送付されるものとします。

受託会社、副管理事務代行会社、管理会社またはその適式に授權された代理人または受託者のいずれも、送付された請求書の判読不能または未受領の結果として生じる損失について何らの責任も負いません。

買戻代金の決済額は、関係する買戻日後4営業日目までに、副管理事務代行会社から日本における販売会社に支払われます。支払は米ドル建てで電信送金により行われ、そのリスクおよび費用は副管理事務代行会社が負担します。買戻代金は、登録された受益者にのみ支払われ、第三者に対する支払は認められません。

単一の買戻日に係る純資産価額で取引可能な受益証券の最低口数は10口です。

特定の買戻日に関する買戻請求の総額が、管理会社の単独裁量においてかかる買戻請求が有効となった場合にファンドに重大な悪影響を及ぼすと考える金額を超える場合、管理会社はその絶対的裁量で決定する期間かかる買戻しを停止するか、または買戻額を減じることができます。

一定の状況において、受託会社は、管理会社と協議の上、ファンドに関する買戻しの停止または買戻代金の支払を遅延することができます。

受託会社は、管理会社と協議の上で、残りの受益者に重大な悪影響を及ぼさずには買戻請求を充たす特定のファンドの投資対象を時宜にかなった方法で清算できない場合、および/または関連買戻日にかかる受益証券1口当たり純資産価格の計算が受託会社の義務において完了するまで、かかるファンドの受益証券に関する買戻代金の全部または一部の支払を延期することができます。

買戻しを行う販売会社の残りの受益証券についての確認書は、通常、関連する買戻日の後に実務上可能な限り速やかに受益者に送付されます。

下記「第3 - 1 - (1) - 純資産価額の決定の停止」に定める限られた状況を除き、管理会社の承認なく買戻請求を取消すことはできません。

各受益者は、当該買戻日における1口当たり純資産価格の0.30%の信託財産留保金を支払うものとします。日本国内の消費税は信託財産留保金には課せられません。信託財産留保金はファンドにより留保されます。

信託財産留保金は買戻し金額から差し引かれます。

強制買戻し

受託会社は、管理会社との協議の上、その単独裁量において、（ ）受益証券が特定のファンドの適合性要件を充たさない者のために（直接または間接的に）保有されること、（ ）その者が継続的に保有すること（本人によるかまたはその他の投資家との共同保有かを問いません。）が、ファンドまたはその受益者の金銭上、租税上、法律上または規制上の利益に不利となり得る者に受益証券が保有されること、または（ ）受託会社が1または複数の受益者の受益証券の一部または全部を買戻す権利を取得する状況として特に定めるその他の状況が存在することを決定した場合、受託会社は5営業日以前に受益者に対して書面で通知を行い、通知に明記する日において、買戻時にファンドの受益証券1口当たり純資産価格で、またはファンドの発行条件が買戻時に支払うことを要求する場合はその価格で、当該受益者が保

有する受益証券の一部または全部を買戻すことができます。

満期償還日および満期償還額

各受益証券は、満期償還日において、受託会社により償還額で償還されます。償還額は、純資産価額を発行済みの受益証券の口数で除すことにより、副管理事務代行会社の単独裁量で計算されます。

(2) 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、買戻日に全部または一部の受益証券の買戻しを請求することができます。かかる買戻し請求は、日本における販売会社によって、管理会社の代理人へ取り次がれます。代行協会員が必要と認める場合、日本において買戻しの請求を取り扱わないことがあります。

買戻し請求は、買戻日の前営業日の正午までに日本における販売会社が受領しなければなりません。買戻代金は、国内約定日から起算して3営業日目に、副管理事務代行会社から日本における販売会社に米ドル貨で支払われます。日本における販売会社または販売取扱会社は外国証券取引口座約款の定めるところに従って、東京における翌営業日(国内受渡日)に各受益者に対して買戻代金を支払います。

3【受益証券の譲渡】

受益者は、譲渡証書を記入することにより、自らが保有する受益証券を譲渡することができます。ただし、譲受人は、関係法域もしくは該当法域の法律規定、政府等の要件もしくは規則または当該時に効力あるか、受託会社が別途に要求する受託会社の方針を遵守するため、受託会社、管理会社、販売会社、財務顧問会社または副管理事務代行会社が要求する情報を前もって提供するものとし、また受託会社またはその適式に授權された代理人は、当該譲渡に対するその事前の承諾を予め行うものとし、また、譲受人は、受託会社、管理会社、販売会社、財務顧問会社または副管理事務代行会社に対し、書面で以下の事項を表明することを要求されます。()受益証券の譲渡は、ファンドの適性要件を満たす投資家に対して行われること、()譲受人が非日本居住者(日本の外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に定義されます。)であるか否か、および()受託会社または受託会社に委任された者が自らの裁量で要求するその他の事項。

受託会社は、いずれの譲渡証書についても、譲渡人および譲受人により、またはこれらの者を代理して署名されるように要求します。譲渡人は、かかる譲渡が登録され、譲受人の氏名が受益者として受益者名簿に登録されるまでの間は受益者であり、譲渡対象である受益証券にかかる権利を有するものとみなされます。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産価額の計算

受託会社を代理する副管理事務代行会社は、信託証書および募集用書類に基づき、評価日および月末営業日においてファンドの純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格(1セント未満を四捨五入)を計算するものとします。

ファンドの純資産価額はファンドの基準通貨建てで表示され、評価日毎に直前の評価日におけるファンドの資産価値から当該評価日までに発生したファンドの債務額を差し引いて計算されるものとします。資産および負債は以下の基準に従って評価されます。

通常、各資産の価値は受託会社または関連する財務顧問会社の判断に基づくものとします。

上場証券は、通常、慣用の報告または情報システムから得られるかまたは報告される最新の入手可能な取引価格に基づいて評価されます。価格が入手できない未上場証券および公開証券は、受託会社の決定に従って評価されます。ファンドまたはトラストが投資するその他の集団投資スキームに対する投資は、通常、当該ファンドが提供する純資産価額で評価されます。副管理事務代行会社は、当該ファンドの裏付資産の非流動性その他の理由により、財務顧問会社と協議の上、かかる評価を変更することができます。通常、デリバティブ商品は各デリバティブ商品の計算代理人が提供する価値で評価されます。負債および預託金は、経過利息を含んでまたは市場価格で評価されます。ファンドの基準通貨建てでない価額(投資対象または現金を問いません。)は、最新の入手可能な為替レート(公式か否かを問いません。)で転換されます。受託会社が上記の評価規則では公正な評価にならないと考える場合、または市場の非流動性、本国送金規制等により、ファンドが当該価額で投資対象を実現することが合理的に期待できないと考える場合、受託会社は各状況において適切とみなすその他の価額を採用または承認することができます。社債、債券または証書は、これらの計算代理人、発行体またはその他関連当事者が報告する最新の価額で評価されます。上記に基づき、各ファンドに帰属する資産、負債、収入、支出は、米国で一般に認められる会計準則に基づき決定されます。受託会社は、ファンドの純資産価額の計算に適用する特定の会計基準を適宜決定します。

副管理事務代行会社によるファンドの純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の計算は、受益者を拘束する確定的なものですが、明白な誤りがある場合、または明白な誤りまたは不誠実が存在せず、受託会社、管理会社、財務顧問会社または副管理事務代行会社に純資産価額の決定、その他の作為または不作為にかかる債務または責任が生じる場合はこの限りではありません。

ファンドの純資産価額およびファンドの受益証券の1口当たり純資産価格を計算する際、副管理事務代行会社は追加照会することなく、上記のとおり提供される価格および評価に依拠するものとし、かかる依拠に関してファンドまたは受益者に対していかなる責任も負わないものとします。

純資産価額に関する重要な情報：

副管理事務代行会社により計算される純資産価額は、

- ・ 受託会社と財務顧問会社および計算代行会社との間の財務顧問・計算代行契約の定めにより、計算代行会社によって報告される本社債の評価に基づくものです。
- ・ 副管理事務代行会社が完全、確実かつ正確と考える情報源、資料およびシステムに基づくか、これらを参照するものです。
- ・ 特定の買戻日において用意されるものであり、従って、市場価値もしくは価格または当該ビッド価格の決定に関連するその他の要因におけるその後の変化を反映しません。

純資産価額を提供し、かつ/または受益証券を買戻す受託会社の義務は、トラスト障害事由が存在しないこと(受託会社の単独裁量により決定されるところによります。)を条件とします。

純資産価額の決定の停止

以下の場合、受託会社は、管理会社と協議の上、その単独裁量において、ファンドの純資産価額の計算(および受益証券1口当たり純資産価格)、ファンドに関して発行される受益証券の買戻し、およ

び/またはファンドに関して発行される受益証券の申込みを全部または一部停止すること(「任意停止」)を宣言することができます。

- () ファンドの資産の大部分の評価の基盤を提供する1または複数の取引所またはその他規制された市場が休日以外にもしくは休日中に閉鎖されている期間、かかる証券取引所もしくは市場での取引が制限されるかもしくは停止されている場合、またはファンドの資産の重要な部分を構成する証券について取引が制限されるかしくは停止されている場合；
- () 政治的、経済的、軍事的または金銭的事由、または受託会社または管理会社の支配、責任および権限の及ばない状況(証券取引の決済または登録の遅延を含みますがこれに限りません。)により、特定のファンドの受益者に悪影響を及ぼすこと、およびかかる受益者の利益を損なうことなくファンドの資産の処分を合理的に実行できない場合、または管理会社と協議の上、受託会社の意見によりファンドの資産にかかる公正価格が計算できない場合；
- () 通常ファンドの純資産価額の計算またはファンドの投資対象の大部分の評価に使用している手段が故障している場合、または受託会社が管理会社と協議の上、単独裁量を有するファンドの純資産価額に関して重要なファンドの資産の評価が理由を問わず迅速かつ正確に決定されない場合；
- () 外国為替規制または資金の移動に影響するその他の規制の結果、ファンドのための取引が実施されない場合、またはファンドの資産の売買、預託または引出しが通常のレートで行えない場合；
- () ファンドの終了を要求する受益者全員による書面決議が採択または提案された場合；
- () 当該停止が法律または法的な手続きにより要求される場合；または、
- () その他、関連する補遺目論見書に定める条件に従う場合。

ファンドの純資産価額の計算が任意停止される場合、当該ファンドに関して発行された受益証券の発行および買戻しならびに当該ファンドからの買戻手取金の支払も停止され、ファンドに関して発行されたかまたは発行される受益証券に関するすべての申込書および買戻請求書は任意停止直後の取引日または買戻日(もしあれば)まで繰り越されます。ファンドの受益者は、14日以上にわたる任意停止について通知されるものとします。可能であれば、実務上可能な限り速やかに任意停止期間を終了するためにあらゆる合理的な手段をとります。

受益証券の申込者または任意停止期間にファンドの受益証券の買戻しを希望する受益者は、申込書または買戻請求書(場合によります。)を撤回することができます。ただし、かかる書類は任意停止期間の終了前に副管理事務代行会社に受領されたものとします。これらの通知が撤回されない場合、申込書または買戻請求書(場合によります。)は該当する任意停止期間の終了直後の取引日または買戻日(もしあれば)に効力を生じます。

(2) 【保管】

受益証券が販売される海外において、受益証券の確認書は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社または販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

(3) 【信託期間】

ファンドは、下記「(5) その他 ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により終了しない限り、2157年12月20日まで存続します。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算期は毎年9月30日です。

(5) 【その他】

発行限度額

受益証券の発行限度額はありません。

ファンドの解散

ファンドは、以下の事由の発生により終了します。

- (a) トラストを終了させることについて受託会社および管理会社間の合意の効力発生日。
- (b) 信託証書に従った受益者の決議。
- (c) 全受益証券の買戻し。
- (d) 受託会社が少なくとも1ヶ月前までに受益者に対し以下の内容の通知を行った場合、(A) 受託会社の決定した基準通貨によるトラストの純資産価額が別途決定される額を下回ったこと(B) トラストを継続することが違法となる法律が成立したこと(C)受託会社が退任したい意向を受益者に通知した後後任の受託会社が任命されなかったこと、または(D)管理会社が退任した後30日間後任の管理会社が任命されなかったこと。

ファンドの終了の際、受託会社は、

- (a) 受託会社が決定する条件ですべての投資対象を売却し、
- (b) ファンドのすべての負債をファンドの資産から返済し、また、
- (c) 受託会社が決定する慈善活動のために保有していた100米ドルを支払いまたは申請し、
- (d) 残りの利益を受益者に対し、受益者が保有する受益証券の口数に比例して分配し、また、
- (e) ファンドのすべての銀行口座、カストディ口座および証券口座(もしあれば)を閉鎖します。

ファンドの終了後、可能な限り早急に、受託会社は、受益者に対し、受益者が保有する受益証券の口数に比例し、ファンドの資産の現金化により発生し、かつ分配可能なすべての現金手取金を分配するものとします。ただし、受託会社は、ファンドの資産の一部をなす資金を、(終了に関連しまたは終了により生じたか否かにかかわらず、)受託会社に適切に発生したすべての費用、債務、負債、手数料、経費、請求および要求のための十分な準備金として留保することができるものとし、かかる留保された資金は、信託約款に基づき補償および免責に資するものとします。

信託証書の変更

信託証書は、受託会社および管理会社が、決議の事前承認を得た上で、証書により、信託証書の規定について変更または追加することができるものと定めています。さらに、受託会社は、受託会社が当該修正は以下にあたると誠実に信じた旨を受託会社が書面により証明すれば、決議を得ずとも、管理会社の事前の書面による同意を得て、信託証書を変更することができます。

- (a) 全体として、受益者の利益を重大に害さないこと、
- (b) 会計、制定法、もしくは公式の要件を遵守するのに必要であること、または
- (c) 明白な誤りを是正するのに必要であること。

関係法人との契約の更改等に関する手続

保管契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が90日前に他の当事者に対し、書面により解約を通知することにより、またはその他の方法により解約されるまで有効に存続します。

本契約は、受託会社、管理会社および保管会社の署名した書面による同意があった場合、変更される可能性があります。

代行協会員契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し、書面により解約を通知するまで有効に存続します。

本契約は日本国の法律に準拠し、同法により従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

受益証券販売・買戻契約

本契約は、一当事者が他の当事者に対し、書面による通知を3か月前になすことによりこれを解約することができます。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

2【開示制度の概要】

A. ケイマン諸島における開示

ケイマン諸島金融庁への開示

ファンドは、英文目論見書を発行しなければなりません。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報を記載しなければなりません。英文目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにC I M Aに提出しなければなりません。

ファンドは、C I M Aが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはC I M Aに報告する法的義務を負っています。

- () 弁済期に債務を履行できないであろうこと。
- () 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- () 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。

ファンドの監査人は、K P M G、ケイマン諸島(KPMG, Cayman Islands)です。

ファンドは毎年3月末日までには前年の9月30日に終了する会計年度の監査済会計書類をC I M Aに提出します。

受益者に対する開示

ファンドの会計年度は、平成20年9月30日以降毎年9月30日に終了します。監査済み財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計方針に従って作成され、可能な限り速やかに、かついかなる場合にも各会計年度終了後4か月以内に受益者に送付されます。未監査の半期財務書類は、可能な限り速やかに、かついかなる場合にも毎年3月31日から2か月以内に受益者に送付されます。

ファンドの第一期の年次報告書は、平成20年9月30日に終了する期間に対して作成され、最初の半期報告書は平成20年3月31日に終了する期間に対して作成されます。

B. 日本における開示

監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書にトラストの信託証書および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、財務省関東財務局または金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）において、これを閲覧することができます。

受益証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、有価証券届出書第一部および第二部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書の第三部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を財務省関東財務局またはE D I N E Tにおいて閲覧することができます。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンドの受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、トラストの信託証書を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合または他

の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容および理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付されます。

3【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は日本における販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。販売会社または販売取扱会社から国内の投資家に対する買戻金等の支払いは外国証券取引口座約款に基づいて行われるため、買戻金等の支払いに関する問い合わせは販売会社または販売取扱会社に対して行うこととなります。

受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行うものとします。

受益者の有する権利は次のとおりです。

() 分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、受益証券口数に応じて請求する権利を有します。

() 管理会社に対する買戻請求権

受益者は、信託証書の規定および本書の記載に従って、管理会社に対し、受益証券の買戻しを請求することができます。

() 残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有します。

() 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

() 議決権

受託会社は、信託証書により招集されることが要求されている場合、または発行済み受益証券の純資産価額の25%以上を保有していると登録されている受益者の書面による要求によりかかる通知に記載されている日時および場所において受益者総会を招集することができるものとし、また、本別紙の以下の規定がかかる総会に適用されます。

募集用書類の条項により規定される場合を除き、受益者総会の定足数は、当該時の発行済み全受益証券の純資産総額の25%に相当する純資産価額を有する受益証券の保有者(本人または代理人による)とします。

受益者総会においては、決議は投票(その方法は議長により指示されます。)により行われるものとし、投票の結果が総会の決議とみなされます。

投票において賛成と反対が同数の場合、総会の議長は、決定票を投じる権限を有しません。

募集用書類の条項により規定される場合を除き、すべての受益者総会において、各受益者は、自身が保有する受益証券1口当たり純資産価格(受益証券の基準通貨が米ドルでない場合は、受託会社が米ドルに換算します。)の1米ドルについて1票を有するものとします。

決議は、発行済み受益証券の純資産価額の過半数を保有する受益者の投票または書面の同意により採択されます。

決議のために受益者の受益証券1口当たり純資産価格を決定する場合、受益証券の1口当たり

純資産価格は、総会開催日の直前の評価日付で決定されます。

票決において、投票は本人または代理人により行われます。

代理人を任命する証書は、指名者もしくは書面で正式に授権されたその代理人の署名のある書面、または指名者が法人の場合は社印もしくは正式に授権された役員もしくは代理人の署名のある書面とします。代理人は、受益者である必要はありません。

代理人を任命する証書は、通常の手式または受託会社が承認し得るその他の手式によるものとします。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 丸の内北口ビル

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

() 管理会社またはトラストおよびファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

() 日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されています。なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 竹野 康造

東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 丸の内北口ビル

森・濱田松本法律事務所

です。

(4) 【裁判管轄等】

上記(3)()の取引に関連して日本の投資者が提起する訴訟に限って、その裁判管轄権は下記の裁判所が有し、適用法は日本法であることを管理会社は承認しています。判決の執行手続は、日本法に従って行われます。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

第4【ファンドの経理状況】

- a. ファンドの第1会計年度の日本文の財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計方針に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第127条第5項ただし書の規定の適用によるものです(ただし、円換算部分を除きます。)
- b. ファンドの原文の財務書類は、ファンドの本国における独立監査人であるKPMGの監査を受けており、監査報告書を受領しています。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されています。日本円による金額は、平成21年1月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=89.55円、)で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

2008年9月30日現在

(米ドルで表示)

	注記	2008年9月30日現在	
		(米ドル)	(千円)
資産			
投資(取得価格:31,288,740米ドル)	3	19,696,841	1,763,852
現金および現金同等物		60,738	5,439
受益証券の発行未収金		8,494	761
投資売却による未収金		29,883	2,676
未収利息		31,034	2,779
		19,826,990	1,775,507
負債			
未払管理報酬	4	3,891	348
未払財務顧問報酬		20,353	1,823
未払買戻金		28,312	2,535
投資購入による未払金		8,574	768
その他未払費用		61,015	5,464
		122,145	10,938
純資産		19,704,845	1,764,569
純資産の内訳			
受益者資本		32,273,263	2,890,071
累積損失		(12,568,418)	(1,125,502)
		19,704,845	1,764,569
発行済受益証券315,210口を基準とする受益証券1口当たり純資産価格	5	62.51	5,598円

添付の財務諸表に対する注記をご参照ください。

2009年3月11日、ファンドの代表として承認した。

BNYファンド・マネジメント(ケイマン)リミテッド
(エマージング・インフラ・ファンド(米ドル建)の受託会社としての資格のみによる)
ヴィンセントF・ターニア
(Vincent F. Ternier)

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド
アダム・カウパーズウェイト
(Adam Cowperthwaite)

（２）【損益計算書】

損益計算書

期間：自2007年11月13日至2008年 9 月30日

（米ドルで表示）

	注記	自2007年11月13日至2008年 9 月30日	
		（米ドル）	（千円）
投資収益			
受取利息		343,308	30,743
費用			
管理報酬	4	3,891	348
財務顧問報酬		52,303	4,684
管理事務代行報酬	4	37,382	3,348
設立費用		322,843	28,911
保管報酬	4	12,641	1,132
受託報酬	4	19,470	1,744
その他費用		286,088	25,619
		734,618	65,785
投資純損失		(391,310)	(35,042)
投資に係る実現 / 未実現純損失			
投資に係る実現純損失		(585,209)	(52,405)
投資に係る未実現純損失の変動額		(11,591,899)	(1,038,055)
		(12,177,108)	(1,090,460)
運用による純資産の純変動額		(12,568,418)	(1,125,502)

添付の財務諸表に対する注記をご参照ください。

純資産額変動計算書

期間：自2007年11月13日至2008年 9 月30日

（米ドルで表示）

	注記	自2007年11月13日至2008年 9 月30日	
		（米ドル）	（千円）
運用活動			
投資純損失		(391,310)	(35,042)
投資に係る実現純損失		(585,209)	(52,405)
投資に係る未実現純損失の変動		(11,591,899)	(1,038,055)
		(12,568,418)	(1,125,502)
資本取引			
解約可能受益証券の発行代金		35,737,100	3,200,257
解約可能受益証券の買戻金支払		(3,474,151)	(311,110)
買戻手数料収入	5	10,314	924
		32,273,263	2,890,071
純資産の増加額		19,704,845	1,764,569
期首現在の純資産額		-	-
期末現在の純資産額		19,704,845	1,764,569

添付の財務諸表に対する注記をご参照ください。

キャッシュ・フロー計算書

期間：自2007年11月13日至2008年9月30日

(米ドルで表示)

	自2007年11月13日至2008年9月30日	
	(米ドル)	(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
営業活動		
運用による純資産の純変動額	(12,568,418)	(1,125,502)
運用による純資産の純変動額を運用活動に関する		
キャッシュ・フローへ調整：		
投資購入	(35,337,161)	(3,164,443)
投資売却	3,463,212	310,131
未収利息の増加	(31,034)	(2,779)
投資売却による未収金の増加	(29,883)	(2,676)
未払管理報酬の増加	3,891	348
未払財務顧問報酬の増加	20,353	1,823
投資購入による未払金の増加	8,574	768
その他未払費用の増加	61,015	5,464
投資に係る未実現純損失の変動	11,591,899	1,038,055
投資に係る実現純損失の変動	585,209	52,405
営業活動によるキャッシュ・フロー	(32,232,343)	(2,886,406)
財務活動		
受益証券の発行代金	35,728,606	3,199,497
受益証券の買戻支払金	(3,445,839)	(308,575)
買戻手数料収入	10,314	924
財務活動によるキャッシュ・フロー	32,293,081	2,891,845
現金および現金同等物の純増加額	60,738	5,439
現金および現金同等物期首残高	-	-
現金および現金同等物期末残高	60,738	5,439

添付の財務諸表に対する注記をご参照ください。

財務諸表に対する注記

2008年9月30日現在

(米ドルで表示)

1. トラストの設立

エマージング・インフラ・ファンド(米ドル建)(以下、「トラスト」という。)は、クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)(以下、「マスター・トラスト」という。)のサブ・ファンドである。マスター・トラストは、2007年11月9日にケイマン諸島の信託法に基づき登録され、2007年11月15日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき登録された免税信託である。トラストは2007年11月13日に設立され、2007年12月21日に運用を開始した。トラストの登録事業所は、ケイマン諸島 KY 1 - 1206、グランド・ケイマン、ウェスト・ベイ・ロード、レガッタ・オフィス・パーク、ウィンドワード# 1 1階(Regatta Office Park, Windward #1, 1st Floor West Bay Road, Grand Cayman, KY1-1206 Cayman Islands)に所在する。

トラストの投資目的は、インデックス連動変動金利債券(以下、「本社債」という。)への投資を通じて、元本成長の機会を投資家に提供することである。本社債のパフォーマンスは、クレディ・スイスHOLTエマージング・マーケット・インフラストラクチャー・インデックス(以下、「インデックス」という。)に連動する。

トラストの投資活動は、ケイマン諸島会社法(改訂済)に基づき2000年1月4日に設立された会社であるクレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「管理会社」という。)により管理される。

トラストの受託会社および管理事務代行会社は、BNYファンド・マネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「受託会社」という。)であり、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンのシンガポール支店が副管理事務代行会社を務めている。

別途記載のない限り、本書に記載されている純資産はすべて解約可能受益証券の保有者に帰属する純資産をいう。

2. 重要な会計方針

本財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められる会計原則(以下、「米国GAAP」という。)に準拠して作成されている。トラストにより採用されている重要な会計方針は、以下のとおりである。

(a) 見積りの使用

米国GAAPに準拠した財務諸表の作成にあたり、受託会社は、財務諸表作成日現在の資産および負債の金額や偶発資産および偶発債務の開示、ならびに期間中の収益および費用の金額に影響を与える見積りおよび仮定を行うことが要求されている。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

(b) 投資

投資取引は約定日ベースで計上され、約定日以降は、金融資産および金融負債の公正価値の変動に伴う損益が計上される。

債券、社債または証書は、計算代理人、発行体または当該債券、社債または証書に関するその他の関連当事者が報告する最新の中値で評価される。

投資の取得原価に算入される割引は、管理会社が受託会社の同意を得て別途定める時点まで未実現損失として計上される。上記の手続きにかかわらず、通貨、適用金利、満期、市場性または管理会社が該当するとみなす他の検討事項に関して、管理会社が投資の公正な評価を反映するために調整が必要であると考えられる場合、管理会社は、受託会社の同意を得て、投資の評価額を調整することができる。

本社債には活発な流通市場はない。本社債の発行体であるクレディ・スイス・インターナショナルは本社債の価格を毎週公表し、受託会社の要請に応じて本社債の買戻しに同意している。売却価格は社債発行体が公表した最新の評価額に基づく。

投資売却による実現損益は、加重平均原価法を用いて計算される。投資に係る実現/未実現損益は、損益計算書に計上される。

(c) 繰延費用

繰延費用は設立費用であるが、米国GAAPに準拠するため、発生時に費用計上される。

(d) 外貨

米ドル以外の外貨による損益取引は、取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。その他の通貨建てで組成されている資産および負債は、貸借対照表日の実勢為替レートで換算される。取引から生じる実現/未実現損益がある場合には、損益計算書に計上される。

(e) 配当収入

配当収入は、配当落ちベースで証券取引時に源泉税を控除して認識される。

(f) 費用

投資の取得に際して発生し、その投資の取得原価に算入される取引費用を除き、すべての費用は発生主義により損益計算書に認識される。投資の売却により生じる取引費用は、売却による収入から控除される。

(g) 受益証券1口当たり純資産価格

貸借対照表に開示される受益証券1口当たり純資産価格は、信託約款に従って、トラストの純資産額を期末の発行済受益証券口数で除することにより計算される。

(h) 受益者資本

受託会社はトラストの受益証券保有者のために、信託約款と目論見書の規定に従い、信託ファンドのトラストの資産を保有する。

(i) 税金

ケイマン諸島において所得またはキャピタル・ゲインに課される税金はない。したがって、本財務諸表に所得税は計上されていない。クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)は、ケイマン諸島総督より、トラストの設立日から50年間、利益、所得またはキャピタル・ゲインに課される現地のあらゆる税金を免除するとの保証を得ている。

(j) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、当初満期が3ヵ月以内の当座預金口座に預入れされている金額である。

(k) 包括的利益

トラストには、損益計算書に開示された純損失以外の包括的な利益はない。したがって、別途、包括的利益計算書は作成していない。

(l) 公表後、発効前の会計基準

米国財務会計基準審議会(FASB)は財務会計基準書(FAS)第157号「公正価値による測定」を公表した。FAS第157号は、企業が公正価値を測定するために一般に公正妥当と認められる会計原則に基づく枠組みを定め、公正価値測定に関する開示を拡大している。FASBはまたFAS第159号「金融資産および金融負債に関する公正価値オプション」も公表している。FAS第159号は、多くの金融商品および他の特定の項目について、企業が公正価値による測定を選択できる旨を規定している。これらの基準書は2007年11月15日以降に開始する会計年度より発効するが、トラストが用いる公正価値測定に重要な影響を及ぼすことはない予想される。基準書により求められる追加の開示はこれらの基準書を採用する際に含まれる予定である。

2006年7月13日に、FASBはFASB解釈指針第48号「法人所得税の不確実性に関する会計処理」(FIN第48号)を公表した。FIN第48号は、特定の税金引当金をどのように財務諸表に認識、測定、表示および開示するのかに関するガイダンスを提供している。

FIN第48号は、企業の納税申告書作成過程において、タックス・ポジションが管轄税務当局により認められる可能性が「more-likely-than-not(50%超の可能性)」かどうかを判断するために、これまでのタックス・ポジションまたは今後予想されるタックス・ポジションを評価することを要求している。「more-likely-than-not」基準を満たしていないとみなされたタックス・ポジションは、当年度の税金費用として計上される。非公開企業については、FIN第48号の要件を十分に反映させた完全な財務諸表を公表している企業、あるいは米国GAAPに基づく報告を行っている公開企業の非公開子会社である場合を除き、FIN第48号の採用が延期される。FIN第48号は、2008年12月15日以降に開始する会計期間に適用しなければならない。現在、運営者はFIN第48号採用の影響を評価しているが、財務諸表に及ぼす影響はまだ決定していない。

3. 金融商品および付随するリスク

トラストは通常の業務において、クレディ・スイス・インターナショナル(以下、「社債発行体」という。)が発行する社債を購入するが、これは市場リスクおよび流動性リスクをもたらし、その金額が財務諸表から明らかにならない場合がある。

市場リスク

市場リスクとは、金利、外国為替レートおよび株価などの時価の変動がトラストの収益または保有する金融商品の価額に影響を及ぼすリスクである。

市場リスク管理の目的は、リスクに関する利回りを最大化しながら、許容し得るパラメータの範囲内で市場リスクのエクスポージャーを管理および統制することである。

トラストが保有する本社債はハイブリッド金融商品である。変動金利債券(負債金融商品)が主契約であり、インデックスに連動する価格で買い戻すオプションが組込デリバティブである。

トラストが保有する本社債については、本社債の価額がインデックスに連動しているため、個別にはこうした金融商品の最終的な売却価格が2008年9月30日現在の推定時価評価額と異なる可能性が生じるといいうリスクがある。

このリスクは主に、HOLTインデックスを構成する銘柄の価格およびこれらの銘柄の基準通貨に基づく外国為替レートの変動に付随するリスクである。

流動性リスク

トラストは、2008年9月30日現在、組織的な公開市場で取引されておらず、一般的に非流動的である非上場社債への投資を含んでおり、唯一こうした社債への投資を行うものである。その結果、トラストは流動化の要求を満たし、または個々の発行体の信用力低下といった特定の事象に対応するために、これらの商品に対する投資を公正価値に近似する金額で速やかに流動化することができない可能性がある。これらの投資は注記2(b)に記載された方針に従って評価される。

このような評価には特有の不確実性があるため、推定評価額が近い将来、最終的に実現すると思われる金額と著しく異なり、その差額が重要となる可能性がある。

4. 関連当事者間取引

一方当事者が他方当事者を支配する、あるいは財政上または運営上の決定に際して他方当事者に対して重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者とみなされる。

本財務諸表の他の項目に開示されている場合を除き、関係当事者間で同意された条件による重要な関連当事者間取引は、以下のとおりである。

管理報酬

管理会社は、年間5,000米ドルの管理報酬を受領する権利を有する。

管理事務代行報酬

受託会社は、年間25,000米ドルの受託報酬を受領する権利、副管理事務代行会社は、年間48,000米ドルの管理事務代行報酬を受領する権利、また保管銀行は、年間12,000米ドルの保管報酬を受領する権利を有する。

5. 受益証券の発行および買戻

期間中の受益証券口数の変動は、以下のとおりである。

自2007年11月13日
至2008年9月30日

発行口数	355,450
買戻口数	(40,240)
2008年9月30日現在の発行済受益証券口数	315,210

ファンドのクローズド期間は2007年12月20日から2008年3月20日とし、補遺目論見書に記載の例外規定に該当する場合を除き、当該期間に受益証券の買戻はできない。クローズド期間の終了後、投資家は週に1度管理会社に買戻請求を行うことができる。

買戻価格は、純資産価格を、評価日となる買戻日現在の発行済受益証券口数で除し、適用される買戻手数料を差し引いて計算される。

受益証券の買戻に際して、各受益証券保有者は買戻日の受益証券1口当たり純資産価格の0.30%を買戻手数料として支払う。買戻手数料はトラストに留保され、純資産額変動計算書に表示される。買戻手数料は買戻価格から控除される。

6. 分配

当会計期間中に受託会社は、受益証券販売・買戻契約に基づき受益証券に関して分配を行わなかった。貸借対照表日以降、本報告書の作成日までに、受益証券に関する分配は行われていない。

7. 財務ハイライト

自2007年11月13日
至2008年9月30日

米ドル

受益証券1口当たりの運用実績：

受益証券1口当たりの期首現在純資産価格 100.00

投資運用からの受益証券1口当たり損失⁽¹⁾

純投資損失 (1.59)

投資に係る実現純損失 (2.37)

投資に係る未実現純損失 (33.53)

受益証券1口当たりの期末現在純資産価格 62.51

総利回り：⁽²⁾ (37.49%)

平均純資産額に対する割合：⁽³⁾

運用およびその他費用 3.01%

純投資損失 (1.60%)

- ⁽¹⁾ 受益証券1口当たり純投資損失は、期間中の各月末現在の平均発行済受益証券口数を用いて計算される。投資取引による受益証券1口当たり未実現純損失は、期間中に不均衡な受益証券の発行や不均衡な損益の認識が行われることから、受益証券1口当たり純資産価格の変動と、表示されたその他の受益証券1口当たりの情報とを一致させるために必要な金額である。
- ⁽²⁾ 受益証券の総利回りは、受益証券1口当たりの期末現在純資産価格と期首現在純資産価格とを比較することにより計算され、1年を超える期間については年率換算されておらず、12ヵ月未満の期間については比例配分されていない。各投資家の利回りは、資本取引のタイミングにより、これらとは異なることがある。
- ⁽³⁾ 平均純資産額は、各月末に測定されるトラストの加重平均純資産額を用いて決定されており、1年を超える期間については年率換算されておらず、12ヵ月未満の期間については比例配分されていない。

（３）【投資有価証券明細表等】

2008年９月30日現在

（米ドルで表示）

	2008年９月30日現在			
	保有額面	取得価格	時価	純資産比率 （％）
	米ドル	米ドル	米ドル	
非上場ハイブリッド金融商品				
インデックス連動変動金利債券				
2018年満期	31,004,000	31,288,740	19,696,841	99.96
投資合計	31,004,000	31,288,740	19,696,841	99.96

添付の財務諸表に対する注記をご参照ください。

USD Emerging Infrastructure Fund

(A Sub-Fund of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) II)

Statement of Assets and Liabilities

September 30, 2008

(stated in United States Dollars)

	Note	As at September 30, 2008
		USD
Assets		
Investments (cost: USD 31,288,740)	3	19,696,841
Cash and cash equivalents		60,738
Receivable from issue of units		8,494
Receivable from sale of investments		29,883
Interest receivable		31,034
		19,826,990
Liabilities		
Management fees payable	4	3,891
Financial advisory fees payable		20,353
Redemption payable		28,312
Payable for purchase of investments		8,574
Other accrued expenses		61,015
		122,145
Net assets		19,704,845
Analysis of net assets		
Unitholders' capital		32,273,263
Accumulated losses		(12,568,418)
		19,704,845
Net asset value per unit, based on 315,210 units outstanding	5	62.51

See accompanying notes to financial statements.

Approved on behalf of the fund on March 11, 2009

Vincent F. Ternier

Adam Cowperthwaite

BNY Fund Management (Cayman) Limited

Credit Suisse Management (Cayman) Limited

Solely in its capacity as Trustee to USD
Emerging Infrastructure Fund

USD Emerging Infrastructure Fund

(A Sub-Fund of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) II)

Statement of Operations

For the period from November 13, 2007 to September 30, 2008

(stated in United States Dollars)

	Note	Period from November 13, 2007 to September 30, 2008
		USD
Investment income		
Interest income		343,308
Expenses		
Management fees	4	3,891
Financial advisory fees		52,303
Administration fees	4	37,382
Organizational fees		322,843
Custodian fees	4	12,641
Trustee fees	4	19,470
Other expenses		286,088
		734,618
Net investment loss		(391,310)
Net realised and unrealised loss on investments		
Net realised loss on investments		(585,209)
Movement in net unrealised loss on investments		(11,591,899)
		(12,177,108)
Net decrease in net assets resulting from operations		(12,568,418)

See accompanying notes to financial statements.

USD Emerging Infrastructure Fund

(A Sub-Fund of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) II)

Statement of Changes in Net Assets

For the period from November 13, 2007 to September 30, 2008

(stated in United States Dollars)

	Note	Period from November 13, 2007 to September 30, 2008
		USD
Operating activities		
Net investment loss		(391,310)
Net realised loss on investments		(585,209)
Movement in net unrealised loss on investments		(11,591,899)
		(12,568,418)
Capital transactions		
Issue of redeemable units during the period		35,737,100
Redemption of redeemable units during the period		(3,474,151)
Redemption fee income	5	10,314
		32,273,263
Increase in net assets for the period		19,704,845
Net assets at beginning of the period		-
Net assets at end of the period		19,704,845

See accompanying notes to financial statements.

USD Emerging Infrastructure Fund

(A Sub-Fund of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) II)

Statement of Cash Flows

For the period from November 13, 2007 to September 30, 2008

(stated in United States Dollars)

	Period from November 13, 2007 to September 30, 2008
	USD
Cash provided by/(applied in):	
Operating activities	
Net decrease in net assets resulting from operations	(12,568,418)
Adjustments to reconcile net decrease in net assets from operations to net cash used in operating activities:	
Purchase of investments	(35,337,161)
Sale of investments	3,463,212
Increase in interest receivable	(31,034)
Increase in receivable from sale of investments	(29,883)
Increase in management fees payable	3,891
Increase in financial advisory fees payable	20,353
Increase in payable on purchase of investments	8,574
Increase in other accrued expenses	61,015
Movement in net unrealised loss on investments	11,591,899
Movement in net realised loss on investments	585,209
Net cash used in operating activities	(32,232,343)
Financing activities	
Proceeds from issue of units	35,728,606
Payment on redemption of unites	(3,445,839)
Redemption fee income	10,314
Net cash provided by financing activities	32,293,081
Net increase in cash and cash equivalents	60,738
Cash and cash equivalents at beginning of the period	-
Cash and cash equivalents at end of the period	60,738

See accompanying notes to financial statements

USD Emerging Infrastructure Fund

(A Sub-Fund of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) II)

Notes to Financial Statements

September 30, 2008

(stated in United States Dollars)

1. Establishment of Trust

USD Emerging Infrastructure Fund (the "Trust") is a sub fund of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) II ("Master Trust"). Master Trust is an exempted trust registered under the Trust Laws of the Cayman Islands on November 9, 2007 and registered under the Mutual Funds Law of Cayman Islands on November 15, 2007. The Trust was constituted on November 13, 2007 and commenced operations on December 21, 2007. Its registered office is Regatta Office Park, Windward #1, 1st Floor West Bay Road, Grand Cayman, KY1-1206 Cayman Islands.

The investment objective of the Trust is to provide investors with the opportunity to receive capital appreciation by investing in certain index-linked variable notes (the "Notes"). The performance of the Notes is linked to Credit Suisse HOLT Emerging Markets Infrastructure Index (the " Index ").

The Trust's investment activities are managed by Credit Suisse Management (Cayman) Limited (the " Investment Manager "), a company constituted under the Companies Law (as amended) of the Cayman Islands on January 4, 2000.

The Trust's trustee and administrator is BNY Fund Management (Cayman) Limited (the " Trustee ") and The Bank of New York Mellon, Singapore Branch, acts as the sub-administrator.

All references to net assets throughout this document refer to net assets attributable to holders of redeemable units unless otherwise stated.

2. Significant accounting policies

These financial statements are prepared in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America (" US GAAP "). The significant accounting policies adopted by the Trust are as follows:

(a) Use of estimates

The preparation of financial statements in conformity with US GAAP requires the Trustee to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and disclosure of contingent assets and liabilities at the date of the financial statements and the reported amounts of income and expenses during the period. Actual results could differ from those estimates.

(b) Investments

Investment transactions are recorded on a trade date basis. From this date, any gains and losses arising from changes in fair value of the financial assets and liabilities are recorded.

Any bond, note or certificate may be valued at the last mid-price reported by the calculation agent, issuer or other relevant party for such note, bond or certificate. Discounts applied to the acquisition cost of an investment are classified as unrealised losses until such time as the Manager, with the consent of the Trustee, determines otherwise. Notwithstanding the foregoing procedures, the Manager may with the consent of the Trustee adjust the value of any investment if, having regard to currency, applicable rate of interest, maturity, marketability or other considerations the Manager deems relevant, it considers that such adjustment is required to reflect the fair value of the investments.

USD Emerging Infrastructure Fund

(A Sub-Fund of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) II)

Notes to Financial Statements

September 30, 2008

(stated in United States Dollars)

2. Significant accounting policies (continued)

There is no active secondary market for the Notes. The issuer of the Notes, Credit Suisse International, publishes weekly prices of these Notes and has agreed to repurchase these Notes on request by the Trustee. The selling price will be based on the last valuation price published by the Notes Issuer.

Realised gains and losses on sale of investments are calculated using the weighted average cost method. Realised and unrealised gains and losses on investments are recorded in the statement of operations.

(c) Deferred expenses

Deferred expenses are comprised of organizational fees and expensed as incurred in order to comply with US GAAP.

(d) Foreign currencies

Income and expense transactions involving foreign currencies other than United States Dollars are translated into United States Dollars at the exchange rates ruling at the date of the transaction. All assets and liabilities originating in other currencies are translated at the applicable exchange rates at the date of the statement of assets and liabilities. Realised and unrealised gains and losses arising from the transaction, if any, are included in the statement of operations.

(e) Dividend income

Dividend income is recognised at the time the security trades on an ex-dividend basis, net of any withholding taxes.

(f) Expenses

All expenses are recognised in the statement of operations on the accrual basis except for transaction costs incurred in the acquisition of an investment, which are included within the cost of that investment. Transaction costs incurred on the disposal of investments are deducted from the proceeds on sale.

(g) Net asset value per unit

The net asset value per unit disclosed on the statement of assets and liabilities is calculated in accordance with the Trust Deed by dividing the Trust's net assets by the number of units outstanding at the period end.

(h) Unitholders' capital

The Trustee stands possessed of the assets of the Trust in a trust fund for the Trust's unitholders subject to the provisions of the Trust Deed and the Information Memorandum.

(i) Taxation

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements. Credit Suisse Universal Trust (Cayman) II has received an undertaking from the Governor in Cabinet of the Cayman Islands exempting it from all local taxation on future profits, income or gains for a period of fifty (50) years from the date of the creation of the Trust.

USD Emerging Infrastructure Fund

(A Sub-Fund of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) II)

Notes to Financial Statements

September 30, 2008

(stated in United States Dollars)

2. Significant accounting policies (continued)

(j) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents are comprised of amounts deposited into current accounts with original maturities of three months or less.

(k) Comprehensive income

The Trust has no comprehensive income other than the net loss disclosed in the statement of operations. Therefore, a separate statement of comprehensive income has not been prepared.

(l) Accounting standards issued but not yet effective

The Financial Accounting Standards Board (FASB) has issued Statement of Financial Accounting Standards (FAS) 157, Fair Value Measurements, which establishes a framework under generally accepted accounting principles for companies to measure fair value and expands the disclosures about fair value measurements. The FASB has also issued FAS 159, The Fair Value Option for Financial Assets and Financial Liabilities, which permits entities to choose to measure many financial instruments and certain other items at fair value. These standards are effective for fiscal years beginning after 15 November 2007. It is expected that these standards will not have a material impact on the fair value measurements used by the Trust. The additional disclosures required by the standards will be included upon adoption of these statements.

On 13 July 2006, FASB released FASB Interpretation No. 48, Accounting for Uncertainty in Income Taxes (FIN 48). FIN 48 provides guidance for how certain tax provisions should be recognised, measured, presented and disclosed in the financial statements.

FIN 48 requires the evaluation of tax positions taken or expected to be taken in the course of preparing the Company's tax returns to determine whether the tax positions are "more-likely-than-not" of being sustained by the applicable tax authority. Tax positions not deemed to meet a more-likely-than-not threshold would be recorded as a tax expense in the current year. Adoption of FIN 48 has been deferred for non-public entities, unless they have already issued a complete set of financial statements fully reflecting FIN 48's requirements or are non-public subsidiaries of public entities that report under US GAAP. The adoption of FIN 48 is required for fiscal periods beginning after 15 December 2008. At this time, the Management is evaluating the implications of FIN 48 and its impact to the financial statements has not yet been determined.

3. Financial instruments and associated risks

In the normal course of its business, the Trust purchased the Notes issued by Credit Suisse International (the "Notes Issuer"), which may result in market and liquidity risks, the amount of which is not apparent from the financial statements.

Market risk

Market risk is the risk that changes in market prices, such as interest rates, foreign exchange rates and equity prices will affect the Trust's income or the value of its holdings of financial instruments. The objective of market risk management is to manage and control market risk exposures within acceptable parameters, while optimising the return on risk.

USD Emerging Infrastructure Fund

(A Sub-Fund of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) II)

Notes to Financial Statements

September 30, 2008

(stated in United States Dollars)

3. Financial instruments and associated risks (continued)

The Notes held by the Trust are hybrid financial instruments. The variable rate note (debt financial instrument) is the host contract, and the option to redeem at a price linked to the Index is the embedded derivative.

Specifically, for the Notes held by the Trust, a risk exists that the ultimate selling price of such financial instruments may differ from their estimated fair market values at September 30, 2008 as the value of the Notes are linked to the Index.

This risk comprise primarily the risks associated with the movement in prices of equity counters which makes up the HOLT Index and the foreign exchange rates movements on the base currencies of the equity counters.

Liquidity risk

As at September 30, 2008, the Trust had investments in unlisted notes which are not traded in an organised public market and which generally may be illiquid. The Trust is the sole investor of these Notes. As a result, the Trust may not be able to quickly liquidate its investments in these instruments at an amount close to its fair value in order to meet its liquidity requirements or to respond to specific events such as deterioration in the credit worthiness of any particular issuer. These investments are valued in accordance with the policies described in note 2(b).

Because of the inherent uncertainty in these valuations, it is possible that the estimated value may differ significantly from the amount that might ultimately be realised in the near term and the difference could be material.

4. Related Parties Transactions

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions.

Other than as disclosed elsewhere in these financial statements, the significant related party transactions, on terms agreed between the parties concerned, were as follows:

Management fees

The Manager is entitled to receive a management fee of USD 5,000 per annum.

Administration fees

The Trustee is entitled to receive a trustee fee of USD 25,000 per annum, the Sub-Administrator is entitled to receive an administration fee of USD 48,000 per annum and the Custodian is entitled to receive a custody fee of USD 12,000 per annum.

USD Emerging Infrastructure Fund

(A Sub-Fund of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) II)

Notes to Financial Statements

September 30, 2008

(stated in United States Dollars)

5. Subscription and redemption of units

The movements in the number of units during the period are as follows:

	Period from November 13, 2007 to September 30, 2008
Issued during the period	355,450
Redeemed during the period	(40,240)
Outstanding units at September 30, 2008	315,210

The closed period of the Fund is from 20 December 2007 to 20 March 2008, during which time Units will not be redeemed unless exceptions stated in the Supplemental Information Memorandum are met. After the expiration of the Closed Period, an investor may make a redemption request to the Manager once a week.

The Redemption price is calculated by dividing the relevant Net Asset Value as at the Valuation Day falling on the relevant Redemption Day by the number of Units in issue on such Valuation Day less any applicable Redemption Fee.

A Redemption Fee is payable by each Unitholder on the redemption of Units of 0.30 per cent of the Net Asset Value per Unit on the relevant Redemption Date. The Redemption Fee will be retained by the Trust and is presented in the Statement of Changes in Net Assets. The Redemption Fee will be deducted from the Redemption Amount.

6. Distribution

During the financial period, the Trustee did not make any distribution of Units under the Distribution and Repurchase Agreement. Since the balance sheet date, no distribution of the units was made up to the date of this report.

USD Emerging Infrastructure Fund
(A Sub-Fund of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) II)

Notes to Financial Statements

September 30, 2008
(stated in United States Dollars)

7. Financial highlights

	Period from November 13, 2007 to September 30, 2008
	USD
Per unit operating performance:	
Net asset value per unit at the beginning of the period	100.00
Loss per unit from investment operations ⁽¹⁾	
Net investment loss	(1.59)
Net realised loss on investments	(2.37)
Net unrealised loss on investments	(33.53)
Net asset value per unit at end of the period	62.51
Total return: ⁽²⁾	(37.49%)
Ratio to average net assets: ⁽³⁾	
Operating and other expenses	3.01%
Net investment loss	(1.60%)

- (1) Per unit net investment loss is calculated using the average of the units outstanding at the end of each month during the period. Per unit net unrealised loss from investment transactions is the amount necessary to reconcile the change in net asset value per unit with the other per unit information presented because of the disproportionate number of unit subscriptions as well as the disproportionate gain/(loss) recognition during the period.
- (2) Total return is calculated for the units by comparing the ending NAV per unit to the beginning NAV per unit and is neither annualised for periods in excess of one year nor prorated for periods lesser than twelve months. An individual investor's return may vary from these based on the timing of capital transactions.
- (3) Average net assets are determined using the Trust's weighted average net assets measured at the end of each month, and is neither annualised for periods in excess of one year, nor prorated for periods lesser than twelve months.

USD Emerging Infrastructure Fund

(A Sub-Fund of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) II)

Schedule of Investments

September 30, 2008

(stated in United States Dollars)

	As at September 30, 2008			
	Units	Cost	Fair value	% of net assets
	USD	USD	USD	
Unquoted-hybrid financial instrument				
Index-linked variable rate note due 2018	31,004,000	31,288,740	19,696,841	99.96
Total investments	31,004,000	31,288,740	19,696,841	99.96

See accompanying notes to financial statements.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2009年1月末日現在）

	米ドル (を除く)	円（単位：千円 (、 を除く)
・ 資産総額	10,834,427.93	970,223
・ 負債総額	63,903.89	5,723
・ 純資産総額 (-)	10,770,524.04	964,500
・ 発行済口数	277,690口	
・ 1口当たり純資産価格 (/)	38.79	3,474円

第 5 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は、次の通りです。

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第 1 会計年度	355,450 (355,450)	40,240 (40,240)	315,210 (315,210)

（注 1）（ ）内の数字は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

（注 2）販売口数は、当初申込期間に販売された販売口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

平成21年1月末日現在、管理会社の払込済み資本金は500,000米ドル（約4,478万円）です。

管理会社の授權資本は平成19年4月16日に50,000米ドルから500,000米ドルに増額され、払込済み資本は平成19年8月6日に1,000米ドルから500,000米ドルに増額されました。

(2) 会社の機構

管理会社の定款によれば、管理会社の業務は10名以上（代理取締役は除きます。）で構成される取締役会によって管理されます。取締役の株式保有資格は総会において管理会社によりかかる決定がなされるまで要求されません。管理会社は通常の決議により取締役を選任でき、同様に取締役を解任し、代わりに他の者を指名できます。取締役は、管理会社の定款に定められた最大数を条件として、いつでも随時何人をも取締役に指名する権限を有します。

取締役会は、その構成員から議長を選出できますが義務はありません。

取締役会は、招集通知に記載された場所で開催されます。

取締役会は、各取締役および代理取締役に書面により少なくとも2日前に通知がなされることにより招集されます。ただし、全取締役（または代理取締役）が通知を取締役会開催の前か後に撤回する場合、招集通知の期間が短縮された取締役会も有効な取締役会であるものとします。

取締役会の決議の定足数は、取締役会で別途定めがなければ2名です。ただし、いかなる時でも取締役が1名の場合は定足数は1名です。

決議は、定足数を満たしている取締役会に自らまたは代理人により参加している者の過半数の賛成によりなされます。議長は、賛否同数の場合の決定権を有します。

取締役会は、法律、定款、総会で管理会社により規定された規則および関連するファンドの基本的書類による制限にしたがって、管理会社の名前で活動し、管理会社のために活動する過程にある全業務ならびに事務管理および財産処分に関する全活動を行い、かつ、権限を付与する権限を授与されています。

取締役会は、取締役会の構成員ではない1名以上の執行役員、支部の委員会もしくは代理人、または取締役会の構成員で構成されると取締役がみなす委員会に対し、管理会社の業務および管理会社の代表権の全てまたは一部を委託することができます。

株主総会が、適式に成立した場合には、全株主を代表します。株主総会は、管理会社に代わって活動を行い、かつ、承認し、ならびに議題を提案する幅広い権限を有します。

適用法令の要件および管理会社の定款の遵守を条件とし、株主総会で正式に可決された決議は全株主を拘束します。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。

管理会社は、2009年1月末日現在、3本のケイマン籍アンブレラ型オープン・エンド契約型投資信託を管理しており、その純資産額はそれぞれ、71,207,280豪ドル、10,700,524.04米ドルおよび59,634,287円です。

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度(2006年1月1日から2006年12月31日までおよび2007年1月1日から2007年12月31日まで)の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第127条第5項但書の規定を適用して、管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものです(ただし、円換算部分を除きます。)。
- b．上記の財務書類は、管理会社の本国における監査人であるKPMGグランドケイマンの監査を受けており、別紙のとおり監査報告書を受領しています。
- c．管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本語の財務書類には円換算額が併記されています。日本円による金額は2009年1月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=89.55円)で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1) 【貸借対照表】

貸借対照表

12月31日現在

		2007年		2006年	
	注記	米ドル	千円	米ドル	千円
流動資産					
子会社に対する債権	5	10,000	896	-	-
直接持株会社に対する債権	4	500,000	44,775	1,000	90
流動資産合計		510,000	45,671	1,000	90
流動負債					
直接持株会社に対する債務	4	30,187	2,703	30,187	2,703
流動負債合計		30,187	2,703	30,187	2,703
資産（負債）純額		479,813	42,967	(29,187)	(2,614)
資本金及び剰余金					
資本金	6	500,000	44,775	1,000	90
累積損失	7	(20,187)	(1,808)	(30,187)	(2,703)
		479,813	42,967	(29,187)	(2,614)

2008年6月16日に取締役会によって発行が承認された。

取締役 Alexander Lin (署名)

Kurt Ersoy (署名)

Adam Cowperthwaite (署名)

7ページから10ページ(訳注:原文のページ数である。)の注記は、財務諸表の一部を構成する。

（２）【損益計算書】

損益計算書

12月31日に終了した年度

	注記	2007年		2006年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
売上高	3	10,000	896	-	-
税引前利益		10,000	896	-	-
法人税等		-	-	-	-
税引後利益		10,000	896	-	-
前期繰越損失累計額	7	(30,187)	(2,703)	(30,187)	(2,703)
次期繰越損失累計額	7	(20,187)	(1,808)	(30,187)	(2,703)

7 ページから10ページ（訳注：原文のページ数である。）の注記は、財務諸表の一部を構成する。

株主持分変動計算書

12月31日に終了した年度

	注記	2007年		2006年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
1月1日現在の株主持分		(29,187)	(2,614)	(29,187)	(2,614)
当期利益		10,000	896	-	-
当期発行済株式	6	499,000	44,685	-	-
12月31日現在の株主持分		479,813	42,967	(29,187)	(2,614)

7ページから10ページ（訳注：原文のページ数である。）の注記は、財務諸表の一部を構成する。

キャッシュ・フロー計算書

12月31日に終了した年度

		2007年		2006年	
	注記	米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動					
税引前利益		10,000	896	-	-
運転資本増減前営業利益					
子会社に対する債権の増加	5	(10,000)	(896)	-	-
直接持株会社に対する債権の増加	4	(499,000)	(44,685)	-	-
営業活動に使用した正味資金		(499,000)	(44,685)	-	-
財務活動					
新規株式発行手取金	6	499,000	44,685	-	-
財務活動から生じた正味資金		499,000	44,685	-	-
現金及び現金同等物の純増		-	-	-	-
期首現金及び現金同等物		-	-	-	-
期末現金及び現金同等物		-	-	-	-

7 ページから10ページ（訳注：原文のページ数である。）の注記は、財務諸表の一部を構成する。

財務諸表注記(単位:米ドル)

1. 主要業務及び登記上の所在地

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「当社」という。)は、ケイマン諸島に設立された有限会社である。当社の主な業務は信託の設定並びに信託財産の管理及び運用である。当社の登記上の所在地は、M & C コーポレート・サービス・リミテッド、私書箱309号、ジョージ・タウン、グランド・ケイマンKY 1 - 1104、ケイマン諸島である。

2. 重要な会計方針

(a) 準拠表明

当財務諸表は、国際会計基準審議会(以下、「IASB」という。)が採用している国際財務報告基準及び解釈指針に準拠して作成されている。国際財務報告基準に準拠した財務諸表の作成にあたって、経営陣は、決算日現在の資産・負債の報告金額及び偶発資産・負債の開示金額、並びに報告年度中の収益及び費用の報告金額に影響を及ぼす見積り及び仮定を行うことが求められている。実際の結果は、それらの見積りとは異なる可能性がある。

(b) 作成基準

当財務諸表は米ドルで表示されており、1米ドル未満の金額は四捨五入されている。当財務諸表は、取得原価主義に基づき作成されている。

(c) 減損

当社の資産の帳簿価額は、減損の兆候の有無を判断するために各貸借対照表日において見直されている。減損の兆候が存在する場合、各貸借対照表日において当該資産の回収可能価額が見積られる。資産の帳簿価額が回収可能価額を上回っている場合、減損損失が認識される。減損損失は、損益計算書に計上される。

(d) 外貨換算

当事業年度における外貨建て取引は、取引日の為替レートで換算されている。公正価値で表示されている外貨建て貨幣性資産及び負債並びに外貨建て非貨幣性資産及び負債は、貸借対照表日の為替レートで換算されている。為替差損益は、損益計算書に計上される。

(e) 関連当事者

この財務諸表においては、以下に該当する当事者は、当社の関連当事者とみなされる。

- () 当事者が、直接または複数の仲介機関を通じて間接的に、当社を支配するか、もしくは財務及び経営方針の決定に関して当社に重要な影響力を行使する能力を有している、または当社の共同支配権を有している場合。
- () 当社及び当事者が共通支配下におかれている場合。
- () 当事者が当社の関連会社であるか、または当社が投資しているジョイント・ベンチャーである場合。
- () 当事者が当社または当社の親会社の主要な経営陣のメンバー、またはその近親者、もしくはそのような当事者の支配、共同支配または重要な影響下におかれている事業体である場合。
- () 当事者が()で言及している当事者の近親者、もしくはそのような当事者の支配、共同支配または重要な影響下におかれている事業体である場合。
- () 当事者が当社または当社の関連当事者である事業体の従業員給付のための退職後給付制度である場合。

ある個人の近親者とは、ある事業体との取引において影響を与える、または影響を受けると予想される当該個人の親族である。

(f) 収益認識

経済的便益が当社に流入し、かつ必要に応じて収益及び費用を確実に測定できる可能性が高い場合、運用手数料収入は投資運用サービスの提供時に損益計算書に計上される。

3．売上高

当社の主な業務は信託の設定並びに信託財産の管理及び運用である。

売上高は投資運用手数料収入を表している。

4．直接持株会社に対する債権債務

直接持株会社に対する債権債務は、無担保かつ無利息であり、返済条件は確定していない。

5．子会社に対する債権

子会社に対する債権は、無担保かつ無利息であり、返済条件は確定していない。

6．資本金

(a) 授権及び発行済株式資本

	2007年		2006年	
	株式数	米ドル	株式数	米ドル
授権株式：				
1株当たり額面金額1米ドルの普通株式	500,000	500,000	50,000	50,000
発行済及び全額払込済株式：				
1月1日現在	1,000	1,000	1,000	1,000
発行済株式	499,000	499,000	-	-
12月31日現在	500,000	500,000	1,000	1,000

普通株式保有者には、随時宣言される配当金を受け取る権利及び当社の株主総会における1株当たり1票の議決権が与えられる。すべての普通株式は、当社の残余財産に関して対等の権利を有している。

(b) 授権及び発行済株式の増加

2007年4月16日の株主決議案により、当社の授権株式は、1株当たり額面1米ドルの株式が450,000株追加され、50,000米ドルから500,000米ドルに増加した。

2007年8月3日に書面による決議案が当社の取締役全員一致で可決されたため、クレディ・スイス（ホンコン）リミテッドの既存の株主に対して普通株式499,000株が額面で割り当てられ、発行されることが承認された。この結果、株式資本は499,000米ドル増加した。

(c) 資本管理

当社の主な資本管理の目的は、当社の継続企業であり続ける能力を守ることにある。また、当社は大きなグループの一部であるため、当社の追加資本源及び余剰資本の分配方針は、当グループの資本管理の目的によって影響を受ける可能性がある。当社は「資本」を、資本の構成要素すべてを含むものと定義している。

当社の資本構造は、当社が帰属する当グループの資本管理業務を充分配慮して、定期的に見直され、管理されている。資本構造は、当社または当グループに影響を与えるような経済情勢の変化を踏まえて調整されるが、これらの調整は、当社に対する取締役の受託者責任に反しない範囲で行われる。

7. 累積損失

	米ドル
2006年1月1日現在	(30,187)
2006年12月31日現在	(30,187)
2007年1月1日現在	(30,187)
当期利益	10,000
2007年12月31日現在	(20,187)

8. 財務リスク管理

(a) 為替リスク

当社は、残高全額が米ドル建てである場合、重要な為替リスクを有していない。

(b) 金利リスク

2007年12月31日に終了した年度において、当社は金利商品への投資を行っていない。直接持株会社に対する債権及び関係会社間債権は無利息である。

(c) 信用リスク

当社の信用リスクは主に直接持株会社に対する債権に関連している。信用リスクに対する最大エクスポージャーは貸借対照表上に各金融資産の帳簿価額（該当する場合、減損引当金控除後）として表示されている。

(d) 流動性リスク

当社はトレーディング目的の金融負債を有していないため、流動性リスクに関する量的開示は要求されていない。

9. 親会社及び最終的な持株会社

2007年12月31日現在、取締役は、香港法人のクレディ・スイス（ホンコン）リミテッドを当社の直接の親会社とみなし、スイス法人のクレディ・スイス・グループ・AGを当社の最終的な支配会社とみなしている。

Credit Suisse Management (Cayman) Limited

Financial statements for the year ended 31 December 2007

Balance sheet at 31 December 2007

(Expressed in United States dollars)

	Note	2007	2006
Current assets			
Amount due from fellow subsidiary	5	\$ 10,000	\$ -
Amount due from the immediate holding company	4	500,000	1,000
Total current assets		\$ 510,000	\$ 1,000
Current liabilities			
Amount due to the immediate holding company	4	\$ 30,187	\$ 30,187
Total current liabilities		\$ 30,187	\$ 30,187
Net assets/(liabilities)		\$ 479,813	\$ (29,187)
Capital and reserves			
Share capital	6	\$ 500,000	\$ 1,000
Accumulated losses	7	(20,187)	(30,187)
		\$ 479,813	\$ (29,187)

Approved and authorised for issue by the board of directors on 16 June 2008

Alexander Lin	)	
Kurt Ersoy	)	Directors
Adam Cowperthwaite	)	

The notes on pages 7 to 11 form part of these financial statements.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited

Financial statements for the year ended 31 December 2007

Income statement
for the year ended 31 December 2007
(Expressed in United States dollars)

	Note	2007	2006
Turnover	3	\$ 10,000	\$ -
Income before taxation		\$ 10,000	\$ -
Taxation		-	-
Income after taxation		\$ 10,000	\$ -
Accumulated losses brought forward	7	(30,187)	(30,187)
Accumulated losses carried forward	7	\$ (20,187)	\$ (30,187)

The notes on pages 7 to 11 form part of these financial statements.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited

Financial statements for the year ended 31 December 2007

Statement of changes in equity
for the year ended 31 December 2007
(Expressed in United States dollars)

	Note	2007	2006
Shareholders' equity at 1 January		\$ (29,187)	\$ (29,187)
Profit for the year		10,000	-
Shares issued during the year	6	<u>499,000</u>	<u>-</u>
Shareholders' equity at 31 December		<u>\$ 479,813</u>	<u>\$ (29,187)</u>

The notes on pages 7 to 11 form part of these financial statements.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited

Financial statements for the year ended 31 December 2007

Cash flow statement
for the year ended 31 December 2007
(Expressed in United States dollars)

	Note	2007	2006
Operating activities			
Income before taxation		\$ 10,000	\$ -
Operating income before changes in working capital			
Increase in amounts due from fellow subsidiary	5	(10,000)	-
Increase in amounts due from the immediate holding company	4	(499,000)	-
Net cash used in operating activities		<u>\$ (499,000)</u>	<u>\$ -</u>
Financing activities			
Proceeds from new shares issued	6	<u>\$ 499,000</u>	<u>\$ -</u>
Net cash generated from financing activities		<u>\$ 499,000</u>	<u>\$ -</u>
Net increase in cash and cash equivalents		\$ -	\$ -
Cash and cash equivalents at 1 January		<u>-</u>	<u>-</u>
Cash and cash equivalents at 31 December		<u>\$ -</u>	<u>\$ -</u>

The notes on pages 7 to 11 form part of these financial statements.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited

Financial statements for the year ended 31 December 2007

Notes to the financial statements

(Expressed in United States dollars)

1 Principal activities and registered office

Credit Suisse Management (Cayman) Limited (the "Company") is incorporated in the Cayman Islands with limited liability. The Company's principal activity is the creation of trusts and administration and management of assets in the trusts. The Company's registered office is M&C Corporate Services Limited, P.O. Box 309, George Town, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands.

2 Significant accounting policies

(a) Statement of compliance

The financial statements have been prepared in accordance with International Financial Reporting Standards and interpretations adopted by the International Accounting Standards Board ("IASB"). The preparation of financial statements in conformity with International Financial Reporting Standards requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and disclosure of contingent assets and liabilities at the date of the financial statements and the reported amounts of revenue and expenses during the reporting year. Actual results could differ from those estimates.

(b) Basis of preparation

The financial statements are presented in United States dollars, rounded to the nearest dollar. They are prepared on a historical cost basis.

(c) Impairment

The carrying amount of the Company's assets is reviewed at each balance sheet date to determine whether there is any indication of impairment. If any such indication exists, the asset's recoverable amount is estimated at each balance sheet date. An impairment loss is recognised whenever the carrying amount of an asset exceeds its recoverable amount. Impairment losses are recognised in the income statement.

(d) Translation of foreign currencies

Foreign currency transactions during the year are translated at the foreign exchange rates ruling at the transaction dates. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies and non-monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies that are stated at fair value are translated at the foreign exchange rates ruling at the balance sheet date. Exchange gains and losses are recognised in profit or loss.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited

Financial statements for the year ended 31 December 2007

2 Significant accounting policies (continued)

(e) Related parties

For the purposes of these financial statements, a party is considered to be related to the Company if:

- (i) the party has the ability, directly or indirectly through one or more intermediaries, to control the Company or exercise significant influence over the Company in making financial and operating policy decisions, or has joint control over the Company;
- (ii) the Company and the party are subject to common control;
- (iii) the party is an associate of the company or a joint venture in which the Company is a venturer;
- (iv) the party is a member of key management personnel of the Company or the Company's parent, or a close family member of such an individual, or is an entity under the control, joint control or significant influence of such individuals;
- (v) the party is a close family member of a party referred to in (i) or is an entity under the control, joint control or significant influence of such individuals; or
- (vi) the party is a post-employment benefit plan which is for the benefit of employees of the Company or of any entity that is a related party of the Company.

Close family members of an individual are those family members who may be expected to influence, or be influenced by, that individual in their dealings with the entity.

(f) Revenue recognition

Provided that it is probable that the economic benefits will flow to the Company and the revenue and costs, if applicable, can be measured reliably, management fee income is recognised in the income statement when the investment management service is provided.

3 Turnover

The principal activity of the Company is the creation of trusts and administration and management of assets in trusts.

Turnover represents investment manager fee income.

4 Amount due from/to the immediate holding company

Amounts due from/to the immediate holding company are unsecured, interest free and have no fixed terms of repayment.

5 Amounts due from fellow subsidiary

Amounts due from fellow subsidiary are unsecured, interest free and have no fixed terms of repayment.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited

Financial statements for the year ended 31 December 2007

6 Share capital

(a) Authorised and issued share capital

	2007		2006	
	No. of shares	Amount	No. of shares	Amount
Authorised:				
Ordinary shares of \$1 each	500,000	\$ 500,000	50,000	\$ 50,000
Issued and fully paid:				
At 1 January	1,000	\$ 1,000	1,000	\$ 1,000
Shares issued	499,000	499,000	-	-
At 31 December	500,000	\$ 500,000	1,000	\$ 1,000

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

(b) Increase in authorised and issued share capital

By a shareholders' resolution passed on 16 April 2007, the Company's authorised share capital was increased from \$50,000 to \$500,000 by the creation of 450,000 shares of a nominal value of \$1.00 each.

By a resolution in writing passed by all Directors of the Company on 3 August 2007, 499,000 ordinary shares were approved to be allotted and issued at par to an existing shareholder, Credit Suisse (Hong Kong) Limited, resulting in an increase of \$499,000 in the share capital.

(c) Capital management

The Company's primary objectives when managing capital are to safeguard the Company's ability to continue as a going concern. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives. The Company defines "capital" as including all components of equity.

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited

Financial statements for the year ended 31 December 2007

7 Accumulated losses

At 1 January 2006	\$ (30,187)
At 31 December 2006	\$ (30,187)
At 1 January 2007	\$ (30,187)
Profit for the year	10,000
At 31 December 2007	\$ (20,187)

8 Financial risk management

(a) Foreign currency risk

The Company did not have significant foreign currency risk as all balances are denominated in United States Dollars.

(b) Interest rate risk

The Company did not invest in interest rate products during the year ended 31 December 2007. The amounts due from immediate holding company and inter-company are interest free.

(c) Credit risk

The Company's credit risk is primarily attributable to amounts due from the immediate holding company. The maximum exposure to credit risk is represented by the carrying amount of each financial asset in the balance sheet after deducting any impairment allowance, if applicable.

(d) Liquidity risk

Since the company does not have any financial liabilities of a trading nature no quantitative disclosure note in respect of liquidity risk is required.

9 Parent and ultimate holding company

At 31 December 2007, the directors consider the immediate parent of the Company to be Credit Suisse (Hong Kong) Limited, which is incorporated in Hong Kong and the ultimate controlling party of the Company to be Credit Suisse Group AG, which is incorporated in Switzerland.

中間財務書類

- a．管理会社の日本文の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第74条第4項但書の規定を適用して、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものです(ただし、円換算部分を除きます。)
- b．上記の中間財務書類は、管理会社の本国における独立監査人の監査を受けていません。
- c．管理会社の原文の中間財務書類は米ドルで表示されています。日本文の中間財務書類には円換算額が併記されています。日本円による金額は2009年1月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=89.55円)で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

未監査貸借対照表 2008年 6 月30日現在
（米ドル表記）

	2008年 6 月30日		2007年12月31日	
	米ドル	千円	米ドル	千円
流動資産				
子会社に対する債権	17,500	1,567	10,000	896
直接持株会社に対する債権	500,000	44,775	500,000	44,775
流動資産合計	517,500	46,342	510,000	45,671
流動負債				
直接持株会社に対する債務	30,187	2,703	30,187	2,703
流動負債合計	30,187	2,703	30,187	2,703
資産（負債）純額	487,313	43,639	479,813	42,967
資本金及び剰余金				
資本金	500,000	44,775	500,000	44,775
累積損失	(12,687)	(1,136)	(20,187)	(1,808)
	487,313	43,639	479,813	42,967

未監査損益計算書 2008年 6 月30日に終了した 6 か月
（米ドル表記）

6 月30日に終了した 6 ヶ月

	2008年		2007年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
売上高	7,500	672	-	-
税引前利益	7,500	672	-	-
法人税等	-	-	-	-
税引後利益	7,500	672	-	-
前期繰越損失累計額	(20,187)	(1,808)	(30,187)	(2,703)
次期繰越損失累計額	(12,687)	(1,136)	(30,187)	(2,703)

半期財務諸表注記

（単位：米ドル）

1 主要業務及び登記上の所在地

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下、「当社」という。）は、ケイマン諸島に設立された有限会社である。当社の主な業務は信託の設定並びに信託財産の管理及び運用である。当社の登記上の所在地は、M & C コーポレート・サービス・リミテッド、私書箱309号、ジョージ・タウン、グランド・ケイマン K Y 1 - 1104、ケイマン諸島である。

2 重要な会計方針

当半期財務諸表は、国際会計基準審議会（以下、「IASB」という。）が採用している国際財務報告基準及び解釈指針に準拠して作成されている。

(a) 作成基準

当半期財務諸表は米ドルで表示されており、1米ドル未満の金額は四捨五入されている。当財務諸表は、取得原価主義に基づき作成されている。

(b) 減損

当社の資産の帳簿価額は、減損の兆候の有無を判断するために各貸借対照表日において見直されている。減損の兆候が存在する場合、各貸借対照表日において当該資産の回収可能価額が見積られる。資産の帳簿価額が回収可能価額を上回っている場合、減損損失が認識される。減損損失は、損益計算書に計上される。

(c) 外貨換算

当事業年度における外貨建て取引は、取引日の為替レートで換算されている。公正価値で表示されている外貨建て貨幣性資産及び負債並びに外貨建て非貨幣性資産及び負債は、貸借対照表日の為替レートで換算されている。為替差損益は、損益計算書に計上される。

(d) 収益認識

経済的便益が当社に流入し、かつ必要に応じて収益及び費用を確実に測定できる可能性が高い場合、運用手数料収入は投資運用サービスの提供時に損益計算書に計上される。

3 売上高

当社の主な業務は信託の設定並びに信託財産の管理及び運用である。売上高は投資運用手数料収入を表している。

4 直接持株会社に対する債権債務

直接持株会社に対する債権債務は、無担保かつ無利息であり、返済条件は確定していない。

5 子会社に対する債権

子会社に対する債権は、無担保かつ無利息であり、返済条件は確定していない。

6 資本金

(a) 授權及び発行済株式資本

	2008年 6 月30日		2007年12月31日	
	株式数	米ドル	株式数	米ドル
授權株式：				
1 株当たり額面金額 1 米ドルの普通株式	500,000	500,000	500,000	500,000
発行済及び全額払込済 株式：				
1 月 1 日現在	500,000	500,000	1,000	1,000
発行済株式	-	-	499,000	499,000
12月31日現在	500,000	500,000	500,000	500,000

普通株式保有者には、随時宣言される配当金を受け取る権利及び当社の株主総会における 1 株当たり 1 票の議決権が与えられる。すべての普通株式は、当社の残余財産に関して対等の権利を有している。

7 累積損失

	米ドル
2007年 1 月 1 日現在	(30,187)
当期利益 米ドル	10,000
2007年12月31日現在	(20,187)
2007年 1 月 1 日現在	(20,187)
当期利益	7,500
2008年 6 月30日現在	(12,687)

8 親会社及び最終的な持株会社

2008年 6 月30日現在、取締役は、香港法人のクレディ・スイス（ホンコン）リミテッドを当社の直接の親会社とみなし、スイス法人のクレディ・スイス・グループを当社の最終的な支配会社とみなしている。

4【利害関係人との取引制限】

管理会社または財務顧問会社およびそれぞれの関連会社は、その他の事業活動に従事し、その他の集団投資スキームを含むトラスト以外の顧客の口座を運用することができます。その他の顧客に対する投資戦略は、管理会社または財務顧問会社を務めるトラストに対する投資戦略とは異なる場合があります。管理会社または財務顧問会社およびそれぞれの関連会社のいずれも、何らかの活動を控えることまたは当該活動から得た利益を返還することを要求されません。かかる活動には、ファンドの投資目的と類似するかまたは異なる目的の投資ビークルに対する運用会社または財務顧問としての活動を含みます。管理会社または財務顧問会社は、自らが必要かつ適切であるとみなすトラストおよびその業務に時間と労力を費やします。

トラストの特定の投資対象の売買が、当該トラストの管理会社または財務顧問会社の他の顧客の売買と当時または殆ど同時に行われた場合、かかる取引は実務上可能な限り、かかる管理会社または財務顧問会社がすべての当事者に対して公平であるとみなす方法により有効となります。かかる管理会社または財務顧問会社のその他の顧客のための投資対象の売買は、当該投資対象にかかる需要、供給または価格につき重大な悪影響を及ぼし、トラストの投資戦略の実行に影響を及ぼす可能性があります。

5【その他】

(1) 定款の変更等

定款の変更または管理会社の将来の解散については、臨時株主総会の承認を必要とします。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当事項ありません。

(3) 出資の状況

該当事項ありません。

(4) 訴訟およびその他の重要事項

管理会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終了します。

管理会社は、存続期間の定めなく、株主総会の決議により、いつでも解散します。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) BNYファンド・マネジメント(ケイマン)リミテッド(「受託会社」、「管理事務代行会社」)
(BNY Fund Management (Cayman) Limited)

(イ) 資本金の額

平成21年1月末日現在の額は、60万米ドル(約5,373万円)です。

(ロ) 事業の内容

BNYファンド・マネジメント(ケイマン)リミテッドは、ファンドの受託会社兼管理事務代行会社です。同社は、1996年3月に設立され、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンに完全所有されています。同社は、60万米ドルの資本を有し、トラストまたは会社型の80を超える投資信託に管理事務代行サービスを提供しています。受託会社は、ケイマン諸島銀行信託会社法(改訂済)に基づく信託業の免許を有し、ケイマン諸島ミューチュアル・ファンド法(改訂済)に基づくミューチュアル・ファンド管理事務代行業の免許を有し、ミューチュアル・ファンドの管理事務代行業務を行っています。

- (2) ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(「保管銀行」)(The Bank of New York Mellon)

(イ) 資本金の額

平成21年1月末日現在の額は、204億米ドル(約1兆8,268億円)です。

(ロ) 事業の内容

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンは、保管契約に基づき、受託会社によってファンドの保管銀行に任命されています。同社は、保管業務の提供につき長い歴史を有しており、現在20兆2,000億米ドルを超える資産を保管しています。保管銀行の主たる業務は、ファンド資産の保管、ファンドのために締結した取引の決済およびファンドの投資収益の回収です。

- (3) キャピタル・パートナーズ証券株式会社(「日本における販売会社」および「代行協会員」)

(イ) 資本金の額

平成20年12月末日現在の額は、47億5,000万円です。

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け日本において第一種金融商品取引業を営んでいます。

- (4) クレディ・スイス・インターナショナル(Credit Suisse International)(「財務顧問会社および計算代行会社」)

(イ) 資本金の額

平成20年12月末日現在の払込済株式資本は、85億4,199万米ドル(約8,355億円)です。

(ロ) 事業の内容

クレディ・スイス・インターナショナルは1985年会社法に基づきイングランドおよびウェールズで、有限会社(登録番号2500199)として設立されました。登記上の事務所および主たる営業所はE14 4QJロンドン、ワン・キャボット・スクエアに有します。同社は英国の銀行で2000年金融サービスおよびマーケット法に基づき金融サービス機構(「FSA」)によりEU信用機関としての規制を受けます。FSAは発行会社が特定の規制された投資活動を行うことを認可する許可証を発行します。

クレディ・スイス・インターナショナルは1990年7月16日に営業を開始しました。その主たる業務は、金利、株式、外国為替、商品および預金に連動したデリバティブ商品の取扱いを含む銀行業務です。発行者の主な目的は、資金およびリスク・マネジメント・デリバティブ商品サービスを広範囲にわたって提供することです。発行者は、全種類のデリバティブ商品を提供することにより全世界的なデリバティブ市場において際立った存在となっており、顧客のニーズや基礎をなす市場の変化に応じて新しい商品を開発し続けています。

2【関係業務の概要】

- (1) B N Yファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッド(BNY Fund Management (Cayman) Limited)
信託証書に基づき、ファンドに対し、受託業務を提供します。管理事務代行会社としてファンドの管理事務全般を提供します。
- (2) ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・ Mellon(The Bank of New York Mellon)
保管銀行として、保管業務を提供します。
- (3) キャピタル・パートナーズ証券株式会社
受益証券の販売に関して、販売会社および代行協会員として行います。
- (4) クレディ・スイス・インターナショナル (Credit Suisse International)
財務顧問・計算代行契約に基づき、財務顧問、計算代行会社および報酬代行会社としての業務を行います。

3【資本関係】

管理会社と他の関係法人の間に資本関係はありません。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託法の概要

投資信託法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法(改正済)の下で規制されており、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、会社管理法または地域会社(管理)法(改正済)の下で規制されていた。

ケイマン諸島はかつて連合王国の属領(現在は連合王国の海外領)であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープンエンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー(「設立計画推進者」として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社、およびリミテッドパートナーシップのファンドを設定した。

2009年1月15日現在、規制を受けているオープンエンド型投資信託の数は9,900超であった。かかる投資信託の総資産あるいは純資産の総計の正確な数字は入手できない。

ケイマン諸島は、カリブ金融行動課題実行部隊(マネーロンダリング)およびオフショアバンキング監督者グループ(銀行規制)のメンバーである。

2. ケイマン諸島の投資信託制度の記述

A. 投資信託規制

1. 1993年に最初に制定された投資信託法は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、投資信託法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社および保険会社をも監督しており金融庁法(改正済)(「金融庁法」)により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁(「CIMA」)が、投資信託法のもとでの規制の責任を課せられている。投資信託法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
2. 投資信託とは、会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップで、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
3. 投資信託法の第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、(a) その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはゼネラルパートナーを選任および解任することができる投資信託、または(b) ケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において、当該区分においてCIMAが規制している受益権の公募を、証券投資業法(改正済)に基づく免許の保有者によってまたはその者を介して実施するファンドで、かつ() 受益権がCIMAがケイマン諸島の官報に掲載する通達で指定する証券取引所(店頭市場を含む。)に上場されている、または() 当該区分において規制される、および公募の目的でCIMAが承認する海外規制当局により規制されるファンドである。
4. 投資信託法のもとにおいて規制を受ける投資信託には次の三つの型が存在する。

4.1 免許投資信託

この場合、ファンドによってCIMAに対して、ファンドおよびファンドに対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式(MF3)による目論見書をその概要とともに提出し、登録時および毎年2,500ケイマン諸島ドルの手数料を納入する。設立計画推進者が健全な評判を有し、ファンドを運営するための十分な専門性を有する健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、ファンドの取締役、受託会社およびゼネラルパートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している。(下記4.2項参照)

4.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者およびファンドにより作成され、ファンドおよび業務提供者の詳細を要約した目論見書が法定様式（MF 2 AおよびMF 2）をもってCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者が設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託管理の十分な専門性を有する者が存在すること、および受益権を募る方法が適切に行われていることを納得していることが要求される。当初手数料および年間手数料は2,500ケイマン諸島ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはゼネラルパートナー）が投資信託法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

4.3 登録投資信託（第4条3項投資信託）

規制投資信託の第三の類型はさらに二つの類型に分けられる。

（ ）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドル超であるもの

（ ）受益権が承認された証券取引所に上場されているもの

かかる場合は、投資信託は、ファンドと業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出て、かつ2,500ケイマン諸島ドルの当初手数料および年間手数料を支払う。

B．投資信託の現行要件

- 1．いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
- 2．すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない。決算終了から6ヶ月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程でファンドが以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると考えるときはCIMAに対し迅速に書面により通知を送付する法的義務を負っている。
 - 2.1 ファンドが、その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - 2.2 ファンドの投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行っているかもしくは行おうとしている場合、または任意にその事業を解散する場合。
 - 2.3 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - 2.4 詐欺または犯罪行為により事業を行っているかまたは行おうとしている場合。
 - 2.5 投資信託法（改正済）もしくは投資信託法に基づくその他の規則、金融庁法（改正済）、マネー・ロンダリング防止規則（改正済）または投資信託業免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- 3．すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。

C．投資信託管理者

- 1．免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてあるいはケイマン諸島から投資信託の管理を行おうとする場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、（会社型であると契約型であるとを問わず）投資信託の資産のすべてあるいは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社またはファンドの取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 2．いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、評判がよく、かつ適切な方法で規制投資信託を管理するという法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつその所有権と財務構造およびその取締役と役員を詳細に記載した申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低40万ケイマン諸島ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者（ただし制限的投資信託管理者ではない。）は、ケイマン諸島に2名の

個人を擁する主たる事務所をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。制限的投資信託管理者の免許を有する事業体は、ケイマン諸島に登録上の事務所を有さなければならない。

3. 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、かかる投資信託のすべてにつきCIMAに通知し、第二に上記A第4.2項に定めた事態をCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
4. 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行うことができる。この類型は、ケイマンにファンドマネジャーの会社を創設したファンド設立推進者がファンドに関連した一連のファミリーファンドを管理することを認める。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。このため、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、投資信託法第4(3)条(上記A4.3参照)または第4(4)条(上記A4.3参照)に規制されていない場合は、別個に免許を受けなければならない。
5. 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた現地の監査人を選任しなければならず、決算期末から6ヶ月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者に以下のいずれかに該当する事由があることを知るに至りまたはかかる事由があると信ずる理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
 - 5.1 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できないおそれがある場合。
 - 5.2 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
 - 5.3 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - 5.4 詐欺または犯罪行為により事業を行っているかまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - 5.5 投資信託法、投資信託管理者免許の条件またはケイマン諸島のその他の法律を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
6. CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
7. 投資信託管理者の株主、取締役、または上級役員の変更についてはCIMAの承認が必要である。
8. 投資信託管理者の支払う当初および年間の手数料は、20,000ケイマン諸島ドル(50ファンド以下の場合)または25,000ケイマン諸島ドル(50ファンド超の場合)であり、制限的投資信託管理者の支払う当初および年間手数料は7,000ケイマン諸島ドルである。

3. ケイマン諸島におけるタイプ別の投資信託の仕組みの概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

A. 免税会社

最も一般的な投資信託の手段は、会社法(改正済)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式も認められる)伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免税会社は、投資信託に最もよく用いられており、以下の特性を有する。

1. 設立手続きには、会社の基本憲章の制定(会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これを取締役として提案されている者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
2. 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
3. 投資信託がいったん登録された場合、会社法の下での主な要件は、以下のとおり要約される。
 - 3.1 各会社は、ケイマン諸島に登録上の事務所を有さなければならない。
 - 3.2 取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。

- 3.3 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
- 3.4 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
- 3.5 会社の手続きの議事録は、利便性のある場所において維持する。
- 3.6 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
4. 会社は、存続期間の限られた会社でありかつ株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモンロー上の忠実義務に服すものとし、とりわけ、注意を払ってかつ会社の最善の利益のために行うしなければならない。
5. 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
6. 額面株式の発行は認められない。
7. いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
8. 株式の買戻しも認められる。
9. 株式の償還または買戻しの支払いに加えて、収益または払込剰余金から、会社は株式の買戻しをすることができるが、会社は、資本の支払いの後においても、通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有しなければならない。
10. 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、会社が通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
11. 免税会社は、今後20年間(さらに10年間の延長が可能)税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。
12. 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、会社登記官に報告しなければならない。
13. 免税会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

B. 免税ユニット・トラスト

1. ユニット・トラストは、(税金または規制の理由により)ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
2. ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者により形成される。また、投資運用会社がトラストを設立する信託証書の当事者となり、信託証書に基づく権利、義務および債務を有することが一般的になりつつある。
3. ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(改正済)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために(受益者と称する。)投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管者としてこれを保持する。ユニット・トラストの信託証書の特別条項に従い、各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
4. 受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
5. 大部分のユニット・トラストは、信託法(改正済)に基づく「免税信託」として信託登記官に登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
6. 免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間ケイマン諸島における課税に服さないとの約定を取得することができる。
7. 信託は、150年まで存続することができるが、財産永久所有法(Perpetuities Law)(改正済)に規定されている一定の制限的例外に従う。
8. 免税信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければならない。
9. 免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

C. 免税リミテッドパートナーシップ

1. 免税リミテッドパートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルにおいて一般的に用いられる。
2. リミテッドパートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、当該法は、英国の1907年リミテッドパートナーシップ法に基礎を置く。ケイマン諸島の免税リミテッドパートナーシップ法（改正済）は、他の法域のリミテッドパートナーシップ法の諸側面を組み込んでいる。
3. 免税リミテッドパートナーシップは、リミテッドパートナーシップ契約を締結するゼネラルパートナー（その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかあるいは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッドパートナーにより、免税リミテッドパートナーシップ法（改正済）により登録されることによって形成される。登録はゼネラルパートナーが、リミテッドパートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
4. ゼネラルパートナーは、リミテッドパートナーを除外して免税リミテッドパートナーシップの業務の運営を行う。またリミテッドパートナーが積極的に業務に参加するなどの例外的な状況がなければ、リミテッドパートナーは有限責任を享受する。ゼネラルパートナーの機能、義務および責任の詳細は、パートナーシップ契約に記載される。
5. ゼネラルパートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、あるいはパートナーシップ法（改正済）の下での、ゼネラルパートナーシップの法理が適用される。
6. 免税リミテッドパートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - 6.1 ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - 6.2 出資額および出資額の払い戻しの詳細を含むリミテッドパートナーの登録簿を登録事務所に維持する。
 - 6.3 リミテッドパートナーによるリミテッドパートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を維持する。
7. パートナーシップ契約に従い、各リミテッドパートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
8. パートナーシップ契約に従い、リミテッドパートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずにパートナーシップの資本金から何時でも買い戻すことができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。パートナーシップが当該期間中に支払不能となったときは、上記買い戻しは6ヶ月以内に取り消しすることができる。
9. 免税リミテッドパートナーシップは、50年間の期間について将来のケイマン諸島における税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
10. 免税リミテッドパートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッドパートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
11. 免税リミテッドパートナーシップは、リミテッドパートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

4. ケイマン諸島の投資信託に関する準拠法令

A. 投資信託法および金融庁法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

1. CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
2. 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラルパートナー）は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
 - 3.1 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが

投資信託法による義務を実行できるようにするために合理的に要求する情報または説明をCIMAに対して提供するように指示することができる。

3.2 何人でも第3.1項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

3.3 第3.1項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

4. 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託法に違反して事業を営んでいるか行おうとしているとCIMAが判断した場合は、CIMAは、グランドコートに投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有している。

5.1 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、5.3項に定めるいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。

5.1.1 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。

5.1.2 規制投資信託がその投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行っているかもしくは行おうとしている場合、または任意にその事業を解散する場合。

5.1.3 免許投資信託である規制投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。

5.1.4 規制投資信託の指示および管理が適正かつ正当な方法で実行されていない場合。

5.1.5 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員を務める者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合。

5.2 第5.1項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。

5.2.1 CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。

5.2.2 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。

5.2.3 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。

5.2.4 CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。

5.3 第5.1項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとりうる行為は以下のとおりとする。

5.3.1 投資信託に関する投資信託法に基づく投資信託の免許または登録を撤回すること。

5.3.2 投資信託が保有するいずれかの投資信託の免許に対して条件を付し、あるいは条件を追加し、これらの条件を改定し、撤廃すること。

5.3.3 投資信託の推進者または運用者の入替えを求めること。

5.3.4 事務を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。

5.3.5 投資信託の事務を支配する者を選任すること。

5.4 CIMAが5.3.3項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。

5.5 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関し第5.3項および第5.4項によりみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。

5.6 第5.3.4項または第5.3.5項により選任された者は、当該ファンドの費用負担において選任される。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。

5.7 第5.3.5項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

5.8 第5.7項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。

5.9 第5.3.4項または第5.3.5項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。

- 5.9.1 C I M Aから求められたときは、C I M Aの特定する投資信託に関する情報をC I M Aに対して提供する。
- 5.9.2 選任後3ヶ月以内またはC I M Aが特定する期間内に、投資信託の業務についての報告書を作成してC I M Aに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をC I M Aに対して行う。
- 5.9.3 第5.9.2項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後C I M Aが特定するその他の情報、報告書および勧告をC I M Aに対して提供する。
- 5.10 第5.3.4項もしくは第5.3.5項により選任された者が第5.9項の義務を遵守しない場合、またはC I M Aの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、C I M Aは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 5.11 投資信託に関する第5.9項の情報または報告を受領したときは、C I M Aは以下の措置を執ることができる。
- 5.11.1 C I M Aが特定する方法で投資信託に関する事柄を再編するよう投資信託に要求すること。
- 5.11.2 投資信託が会社の場合、会社法(改正済)の96条によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。
- 5.11.3 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドの解散を受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
- 5.11.4 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。
- またC I M Aは、第5.3.4項、または第5.3.5項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為を実行することができる。
- 5.12 C I M Aが第5.11項の措置を執った場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第5.3項に定めたその他の措置を執るように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 5.13 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でC I M Aが第5.3.1項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 5.14 C I M Aのその他の権限に影響を与えることなく、C I M Aは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを停止したことまたは任意清算もしくは解散に付されるものと確信したときは、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- 5.15 グランドコートが第5.11.3項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払いを認めることができる。
- 5.16 C I M Aのその他の権限に影響を与えることなく、C I M Aは、投資信託が事業を行うこともしくは行おうとすることを停止しまたは任意清算もしくは解散に付されるものと確信したときは、いつでも投資信託の免許または登録を取り消すことができる。
6. C I M Aは、あらゆる合理的な時期に、(a) 規制法(金融庁法に定義されている。)に基づき規制される者、(b) 関係者または(c) 問い合わせに関係する情報を有するとC I M Aが合理的に信じる者に対し書面で通知を交付することにより、投資信託法、金融庁法、その他の規制法またはその他の法律によるかこれらに基づき付与された職務のC I M Aによる実行に関連しC I M Aが合理的に請求するところにより、上記の者に対し() 指定情報もしくは指定された種類の情報の提供または() 指定文書もしくは指定された種類の文書の提出を請求し、かつケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則に対する遵守の監視を請求することができる。
7. 金融庁法に従い、海外規制当局による請求に応じ援助を提供すべきことにつきC I M Aが納得する場合、C I M Aは書面により、(a) 規制法に基づき規制される者、(b) 関係者、(c) 規制法に基づき規制に従うべき業務に従事している者または(d) 請求が関連する問い合わせに関係する情報を有すると合理的に信じる者に対し、所定の時間内に、() 請求が関連する問い合わせに関係する事項に係る指定情報もしくは指定された種類の情報をC I M Aに提供すること、() 上記の問い合わせに関係する指定文書もしくは指定された種類の文書を提出すること、または() 上記の問い合わせに関係しC I M Aが書面で特定する援助をC I M Aに対して与えることを書面で指示することができる。

8. ある者が請求もしくは指示の行われた日から3日以内またはCIMAが認めるこれより長い期間内に、第6項に基づく請求または第7項に基づき付与される指示に従わない場合、CIMAは請求または指示の遵守をその者に要求する命令を裁判所に申し立てることができる。
9. 第6項に基づく請求または第7項に基づき付与される指示に関連し、ある者の宣誓による審問が必要であるとCIMAが考える場合、CIMAは裁判所がその者を審問し、審問の結果をCIMAに送付させるよう即決裁判所に申請することができる。
10. 裁判所は第9項に基づく申請をその受領から7日以内に処理し、審問から14日以内に審問結果をCIMAに送付する。
11. 第6項または第7項に基づき文書が提出される場合、CIMAはこれらの謄本または抄本を作成することができる。
12. 弁護士がその依頼人または本人の住所および氏名の提供を請求される場合を除き、いかなる者も、法的手続において法律上の専門家特権に基づき開示または提供を拒絶する権利を有する情報の開示または文書の提供を本項により要求されない。
13. 合理的な理由なく(a)第6項によるCIMAの請求もしくは第7項によるCIMAの指示に従わない者、(b)第6項もしくは第7項の規定を無効とする意図を持って、文書の破棄、汚損、毀損、隠蔽もしくは除去を行う者、または(c)第6項もしくは第7項に従って実行されるCIMAによる問い合わせを故意に妨害する者は、罪に問われ、1万ケイマン諸島ドルの罰金の略式処分および10万ケイマン諸島ドルの罰金の起訴処分を課され、同人が有罪と決せられる違犯が処分後も継続する場合、同人はさらに違犯を犯していることになり、かかる違犯が継続する一日につき1万ケイマン諸島ドルの罰金を課せられる。
14. (a) 法人の犯した第6項および第7項に基づく違犯が、法人の取締役、マネージャー、秘書役もしくはその他の類似役員またはかかる資格で行為するとされるあらゆる者の同意もしくは黙認を得て実行されたか、またはこれらの側の過失に帰せられると証明された場合、法人の他、これらの者はかかる違犯について罪を問われ、これに従い法的手続に処せられかつ処罰される。
- (b) 法人の業務がその社員により管理される場合、当該社員の管理職務に関連する同人の行為および不履行について、同人が法人の取締役であるものとして第14条(a)項が適用される。
15. ある者が第6項に基づく請求、第7項に基づく指示もしくは第8項に基づく命令に従う場合または第9項に基づく証拠を提供する場合、かかる遵守は、法律によるかまたはこれに基づく情報の開示制限の違犯とはみなされず、民法上の責任を生じるものではない。
16. CIMAは、一定の状況下において、かつ、海外規制当局による求めに応じ援助を提供すべきことにつきCIMAが納得する場合、(a) 適格者に対し、CIMAの協力権能の一部の行使を授權しかつ、(b) その協力権能の行使において警察庁長官の支援を求めることができる。
17. 海外の規制当局またはその代理人により実行される問い合わせの対象となる者またはかかる対象の主題である(a) CIMAにより指定された者の業務もしくは業務の側面または(b) CIMAにより指定された主題の調査を目的とする場合を除き、第16項に基づく支援を求めてはならずまたは職権は授与されるものではない。
18. いかなる者も、要求された場合に自己の権限の証拠を提出しない限り、第16項により授与される職権により権限を行使する者が課した要求に従う義務を負うものではない。
19. CIMAが第16項に基づき支援を求めるかまたは権限を授与する場合、支援または権限は、CIMAが決定する方法で提供されるかまたは実行される。またCIMAがかかる権限のある者に授与する場合、同人は当該権限の行使およびその行使結果についてCIMAが要求する方法でCIMAに報告を行う。
- B. 投資信託管理者に対するCIMAの規制および監督**
1. CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を受け、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
2. 免許投資信託管理者は、第1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
3. ある者が投資信託法に違反して投資信託管理者として行為し、あるいは事業を営んでいると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対し、投資信託法のもとでCIMAの義務を実行できる

ようにするためにCIMAが合理的に要求する情報および説明をCIMAに対して提出するように指示することができる。

4. 第3項により付与された指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に課せられる。
5. 第3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは知るべきであるのかにかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
6. CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
 - 6.1 ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - 6.2 同人が投資信託法に違反してこれを行っている場合。
7. CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第9項に定める行為を行うことができる。
 - 7.1 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないときまたは履行できないおそれがある場合。
 - 7.2 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行っているかもしくは行おうとしている場合、または任意にその事業を解散する場合、または、
 - 7.3 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - 7.4 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - 7.5 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合。
 - 7.6 免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合。
8. 第7項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
 - 8.1 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - 8.1.1 CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うことまたは所定の手数料を支払うこと。
 - 8.1.2 CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
 - 8.1.3 投資信託、またはファンドの設立計画推進者もしくは運用者に関し、条件が満たされていること。
 - 8.1.4 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
 - 8.1.5 CIMAによる指示に従い、名称を変更すること。
 - 8.1.6 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
 - 8.1.7 少なくとも2人の取締役をおくこと。
 - 8.1.8 CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。
 - 8.2 CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
 - 8.3 CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラルパートナーを選任すること。
 - 8.4 CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。
9. 第7項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りとする。
 - 9.1 その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは撤廃すること。
 - 9.2 管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラルパートナーの交代を請求すること。

- 9.3 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること。
- 9.4 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 9.5 投資信託管理者が保有している投資信託管理者免許を取り消すこと。
10. CIMAが第9項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているファンドの投資者とその債権者および当該ファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
11. 第9.3項または第9.4項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任される。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
12. 第9.4項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために(清算人または管財人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を管理するために必要な一切の権限を有する。
13. 第12項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
14. 第9.3項または第9.4項により免許投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- 14.1 CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
- 14.2 選任後3ヶ月以内またはCIMAが特定する期間内に、投資信託の管理者の管理についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理者に関する勧告をCIMAに対して行う。
- 14.3 第14.2項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定するその他の情報、報告書および勧告をCIMAに対して提供する。
15. 第9.3項または第9.4項により選任された者が、以下の事由に当たる場合、
- 15.1 第14項の義務に従わない場合、または
- 15.2 満足できる形で投資信託管理者に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合には、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
16. 免許投資信託管理者に関する第14項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- 16.1 投資信託管理者に対し、CIMAが特定する方法でその業務を再編するように要求すること
- 16.2 投資信託管理者が会社の場合、会社法(改正済)の第96条によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。
- またCIMAは、第9.3項または第9.4項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
17. CIMAが第16項の措置を執った場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置を執るよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
18. CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- 18.1 CIMAが、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことあるいは行おうとすることを停止したことを納得した場合、
- 18.2 免許保有者が、解散、または清算に付された場合、
19. 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第9項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
20. 投資信託管理者が信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、投資信託管理者は、銀行信託会社法に基づきCIMAにより規制され監督される。かかる規制と監督の程度は投資信託法の下でのそれにおよそ近いものである。
- C. 投資信託法のもとでの一般的法の執行**
1. 執行官が、CIMAまたは検査官と同じレベル以上の警察官が投資信託法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなし

た申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびCIMAまたは警察官が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。

- () 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。
 - () それらの場所またはその場所にいる他の者を搜索すること。
 - () 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること。
 - () 投資信託法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること。
 - () 投資信託法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録を点検し写しをとること。これが実行できない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。
2. CIMAが記録を持ち去ったか、またはCIMAに記録が引き渡された場合、CIMAはこれを点検し、写しを取り、抜粋することができるために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
3. 何人もCIMAが投資信託法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

D. CIMAによる金融庁法上の開示

金融庁法により、CIMAの取締役、役員、従業員、代理人または顧問は、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- 1. CIMAに関する事柄。
- 2. 規制法に基づきCIMAまたは政府に対してなされた申請。
- 3. 規制法に基づき免許を保有する者(住宅金融組合または信用組合を含む。)に関する事柄。
- 4. 免許保有者により管理されている会社または投資信託の顧客、構成員、依頼人または保険契約者に関する事柄。
- 5. 海外の規制当局によって共有されている情報またはこれに関する通信情報。

ただし、これらの情報は、CIMAが金融庁法またはその他の法律により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- 1. 例えば秘密関係法にもとづき、ケイマン諸島内の管轄裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されあるいは許可された場合。
- 2. 金融庁法、その他の法律またはこれらに基づき制定された規則により付与された職務の実行においてCIMAを補助することを目的とする場合。
- 3. 免許所有者の業務に関する場合、または免許所有者によるか、その同意が任意に付与されている免許所有者、顧客、依頼人、保険契約者、会社もしくは投資信託(場合による。)の権限をもって管理・運用される会社もしくは投資信託の顧客、依頼人、保険契約者の業務に関する場合、またはかかる会社もしくは投資信託に関する場合。
- 4. CIMAが金融庁法またはその他の法律に基づきその職務を実行する際に金融庁法もしくはこれに基づき制定された規則によるかまたは長官とCIMAの間の取引に関連し長官に付与された職務を長官が実行することを可能とするかまたはこれを助ける目的の場合。
- 5. 開示された情報が他の源泉から公衆に提供されるかまたは提供された場合。
- 6. 開示された情報が、免許所有者の身元、または当該情報の関連する免許所有者により管理される会社もしくは投資信託の顧客、依頼人もしくは保険契約者の身元、またはかかる会社もしくは投資信託の身元の確認を可能としない方法で表明された要約または統計に含まれている場合。
- 7. () 刑事手続のためにケイマン諸島の法務長官または法執行機関に対して適法に行われる場合、() いずれかの者に対する金融庁法に基づき適法に行われる場合、または() 第9項に基づき海外規制当局に適法に行われる場合。
- 8. () 免許所有者の解散もしくは清算または() 免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。
- 9. ケイマン諸島外の投資信託規制当局により管理される法令および規則を執行するための民事または行政

調査および手続の実行を含む規制上の職務を当該当局が実行することを可能とするために必要な情報を、かかる当局に提供する場合。

上述に規定された認められた状況におけるもの以外の情報を開示するCIMAの取締役、役員、従業員、代理人または顧問は、1万ケイマン諸島ドルの罰金および1年間の懲役の略式処分または起訴処分の場合は5万ケイマン諸島ドルの罰金および3年間の懲役の処分を課せられる。

E．ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

1．過失による誤った事実表明

投資信託に係る販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に依り）ファンド、取締役、受託会社、運用者、ゼネラルパートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、かかる者に対し、販売書類中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている部分における不実表示による損失の請求を招く可能性がある。

2．欺罔的不実表明

事実の欺罔的不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながら、または表明が事実であるとは思わずに、または表明が真実であるか虚偽であるかについて信じることなく注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

3．契約法（改正済）

契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

一般的事柄としては、当該契約はファンドそのもの（または受託会社）と結ぶので、ファンド（または受託会社）は運用者、ゼネラルパートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者はファンドである。

4．欺罔に対する訴訟提起

損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下のことを示すならば、欺罔による損害賠償を得ることができる。

（ ）重要な不実の表明が欺罔的になされた。

（ ）そのような不実の表明の結果、受益権を申し込むように仕向けられた。

「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながら、または表明が真実であるとは思わずに、または表明が真実であるか虚偽であるかについて信じることなく注意を払わずに行ったことを意味する。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するようにさせられた唯一の原因であったことを証明する必要はない。

情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該表明を明確に訂正せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の債務を発生せしめないであろうが、その誤りがあれば不実の表明となるような形で、現存の事実の表明となる方法で文言を作成することができる。

5．契約上の債務

販売書類はファンド（または受託会社）と受益権分の成約申込者との間の契約の基礎も形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除し、および／または損害賠償を求めてファンド（または受託会社）ならびに／または運用者、設立計画推進者、ゼネラルパートナーおよび／もしくは取締役

役に対し訴えを提起することができる。

一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと結ぶので、ファンドは取締役、運用者、ゼネラルパートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。

6. 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ゼネラルパートナー、取締役、役員または代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

F. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な刑法上の債務

1. 刑法(改正済)第257条

会社の役員(あるいはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者(申込者を含む。)を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるかまたは欺罔的であるような声明または計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、同人は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

2. 刑法(改正済)第247条および第248条

欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、あるいは他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。

この目的上、同人が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」とは、他の者のための取得または他の者をして取得もしくは保有させることを含む。両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、一切の欺罔(未必の故意または故意によるものかを問わない)をいい、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

3. 秘密関係(保護)法(改正済)第5(3)条

秘密情報を密かにまたは本人の承諾なく保有している者で、これを自己または他の者の利益のため使用する者は、罪に問われるとともに即決裁判により4年間の拘禁刑に処せられ、1万ケイマン諸島ドルおよび受領した報酬に相当する額の罰金を課せられ、さらに当該報酬は没収される。

5. 解散

会社の解散は、会社法(および会社法に基づく解散規則)、会社の基本定款および定款に準拠する。解散は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者もしくは会社の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理者が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照: 上記第4. A. 5.11.2項および第4. B. 16項)。剰余資産は、もしあれば、基本定款および定款の規定に従い、株主に分配される。

ユニット・トラストの解散は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託であるトラストを解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照: 第4. A. 5.11.3項) 剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

免税リミテッドパートナーシップの解散および清算は、免税リミテッドパートナーシップ法およびパートナーシップ契約証書に準拠する。CIMAは、投資信託であるパートナーシップを解散および清算させるべしとの命令を求めて裁判所に申立をする権限を有している(参照: 第4. A. 5.11.4項)。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約証書の規定に従って分配される。

ゼネラルパートナーは解散後、パートナーシップを清算する法的責任を負っている。

6. 税金

1. ユニット・トラスト

現在ケイマン諸島には、ファンドの収益に適用される法人税、所得税、キャピタル・ゲイン税、利益税その他の税は存在しない。ケイマン諸島には、贈与税、遺産税または相続税も存在しない。受託者は、かかる保証の日から50年間、所得、資本資産、利益または評価益に対する税、その他遺産税または相続税の性質を有する税を

課税する、その後に制定されたケイマンの法律が、ファンドを構成する資産またはファンドに発生する収益に適用されない旨、またはかかる資産または収益についてファンドの受託者または受益者に適用されない旨の信託法(2001年改正)81条にもとづく保証を2007年8月22日付でケイマン諸島の総督から受領している。

2. パートナースhip

ケイマン諸島の現行法のもとでは、パートナーシップの利益に適用される法人税、所得税、キャピタル・ゲイン税、利益税その他の税は、ケイマン諸島に存在しない。ケイマン諸島においては、贈与税、遺産税または相続税も存在しない。ゼネラル・パートナーは、総督の決定する期間(ただしかかる保証の日から50年を超えない)、所得、収益、利益または評価益に対する税を課税する制定されたケイマン諸島の法律が、パートナーシップまたはリミテッド・パートナーのリミテッド・パートナーシップ権益に適用されない旨、また所得、収益、利益または評価益に課される税、または遺産税または相続税の性質を有する税が、かかるパートナーシップまたはリミテッド・パートナーのリミテッド・パートナーシップ権益について課されない旨の保証を申請し、当該保証をケイマン諸島の総督から受領することができる。

3. 会社

現在、ケイマン諸島には直接税は存在せず、免税会社に支払われる利息、配当および利益は、いずれのケイマン諸島の税も課されることなく受領することができる。ケイマン諸島において設立された免税会社は、ケイマン諸島の総督に対し、課税特例法(改正済)6条にもとづく免税について保証をケイマン諸島の総督に申請することができ、かかる保証を受領する予定である。課税特例法第6条は、保証の発行された日から30年以下の期間において、所得、収益、利益または評価益に課税する、ケイマン諸島においてその後に制定された法律が、当該会社の収益または資産に適用されない旨規定する。

第4【参考情報】

当計算期間において、ファンドについては、下記の書類が関東財務局長に提出されています。

平成19年11月15日	有価証券届出書
平成19年11月27日	有価証券届出書の訂正届出書
平成20年 3 月31日	有価証券届出書の訂正届出書
平成20年 6 月30日	半期報告書 / 有価証券届出書の訂正届出書

[次へ](#)

別紙

用語集

「代行協会員」	管理会社との契約により、日本において、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会および販売取次会社等に提出または送付する等の業務を行う、代行協会員としての地位を有するキャピタル・パートナーズ証券株式会社をいいます。
「日本における販売会社」	受益証券の販売会社として地位を有するキャピタル・パートナーズ証券株式会社をいいます。
「申込期間」	有価証券届出書 第一部 証券情報「(7) 申込期間」に記載の期間をいいます。
「申込書」	副管理事務代行会社に送付される受益証券の購入に関する申込書をいいます。
「営業日」	東京、ロンドン、ニューヨーク、香港およびシンガポールにおいて銀行が営業している日(土曜日と日曜日は除く)をいいます。
「評価日」	毎週金曜日(ただし、金曜日が営業日でない場合は、前営業日)または 受託会社がその裁量で随時決定するその他の営業日、をいいます。
「取引日」	毎評価日をいいます。
「買戻日」	原則として平成20年3月21日以降の毎評価日をいいます。
「純資産価額」	資産と負債の差額に相当し、ファンドの純資産額をいいます。
「1口当たり純資産価格」	ファンドの純資産価額を適用される評価日現在の発行済受益証券口数で除した1口当たりの価格をいいます(米ドル建て、セント未満を四捨五入)。評価日のほか、毎月末営業日に1口当たり純資産価格を計算します。
「米ドル」	アメリカ合衆国の法定通貨である米ドルをいいます。ファンドの純資産価額は、評価日毎に、米ドル建てで算定されます。
「買戻価格」	適用される信託財産留保金を1口当たり純資産価格から差し引いた額をいいます。
「信託財産留保金」	受益者が、買戻日において支払う1口当たり純資産価格の0.30%で、買戻し金額から差し引かれる金額をいいます。信託財産留保金はファンドにより留保されます。買戻し手数料ともいいます。
「買戻請求書」	副管理事務代行会社に送付される受益証券の買戻しに関する請求書をいいます。
「国内約定日」	申込みまたは買戻しに関して、取引注文の成立を日本における販売会社が確認した営業日(通常は取引日から起算して3営業日目)をいいます。
「インデックス」または「指数」	クレディ・スイス・エマージング・マーケット・インフラストラクチャー・インデックスをいいます。
「本社債」	クレディ・スイス・エマージング・マーケット・インフラストラクチャー・インデックスに連動する社債をいいます。
「社債発行体」	本社債の発行体であるクレディ・スイス・インターナショナルをいいます。
「トラスト」	アンプレラ・ファンドであるクレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)をいいます。
「ファンド」	トラストのサブ・ファンドであるエマージング・インフラ・ファンド(米ドル建)をいいます。

「受益証券」	ファンドの受益証券をいいます。
「受益者」	日本における販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社に対して受益証券の保管を委託している日本の個人または法人の受益者をいいます。

(翻訳)

独立監査人の監査報告書

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド

（旧 F C I ホールディングズ・リミテッド）株主各位

（ケイマン諸島において有限会社として設立）

我々は、3 ページから 8 ページ（訳注：原文のページ数である。）に添付のクレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド（旧 F C I ホールディングズ・リミテッド）（以下、「当社」という。）の財務諸表の監査を行った。当該財務諸表は、2006年12月31日現在の貸借対照表及び2006年12月31日に終了した年度の損益計算書、並びに重要な会計方針の要約及びその他の注記で構成されている。

財務諸表に関する取締役の責任

当社の取締役には、国際財務報告基準に従って財務諸表を作成し、公正な表示を行う責任がある。取締役の責任には、不正または誤謬により、財務諸表の作成及び公正な表示に重要な虚偽記載が行われないようにするための内部統制の整備、実行及び維持、適切な会計方針の選定及び適用、並びに状況に即した合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

会計監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいてこれらの財務諸表について意見を表明することにある。本報告書は、株主全体を唯一の報告先として作成されている。我々は本報告書の内容に関して、他者に対する責任を負うこともなく、また認めるものでもない。我々は、国際監査基準に準拠して監査を行った。それらの基準は、我々が関連する倫理要件に準拠し、財務諸表に重要な虚偽記載がないことについて合理的な保証を得るための監査を計画し、実行することを要求している。

監査には、財務諸表の数値及び開示に関する監査証拠を得るための手続の実施が含まれている。手続は、我々の判断によって選定され、不正または誤謬による財務諸表の重要な虚偽記載のリスクの評価が含まれている。我々は、それらのリスク評価を行う際に当該事業体の財務諸表の作成及び公正な表示に関する内部統制を考慮しているが、これはその状況下において適切な監査手続を選定するためであり、当該事業体の内部統制の有効性に関して意見を表明するためのものではない。また監査には、経営陣により採用された会計原則の妥当性及び経営陣の行った会計上の見積りの合理性を検討すること、並びに財務諸表全般の表示を検討することが含まれている。

我々が得た監査証拠は、我々の意見表明のための十分かつ適切な基礎を提供していると判断している。

監査意見

我々は、当該財務諸表が2006年12月31日現在の当社の財政状態及び2006年12月31日に終了した事業年度の当社の財務業績に関して、国際財務報告基準に従って真実かつ公正な概観を示しているものと認める。

K P M G（署名）

2007年 5 月29日

[次へ](#)

Independent auditors' report to the shareholder of
Credit Suisse Management (Cayman) Limited
(Formerly known as FCI Holdings Limited)
(Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

We have audited the accompanying financial statements of Credit Suisse Management (Cayman) Limited (formerly know as FCI Holdings Limited) (the "Company") set out on pages 3 to 8, which comprise the balance sheet as at 31 December 2006, and the income statement for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Directors' Responsibility for the Financial Statements

The Directors of the Company are responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatements, whether due to fraud or error, selecting and applying appropriate accounting polities: and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. This report is made solely to you, as a body, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report. We conducted our audit in accordance with International Standards on Accounting. Those standards require that we comply with relevant ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free of material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on our judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting principles used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2006, and of its financial performance for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards.

KPMG

29 May 2007

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

受託会社および受益証券保有者への独立監査人の報告書

当監査法人は、ここに添付する、クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) (以下、「マスター・トラスト」という。)のサブ・ファンドであるエマージング・インフラ・ファンド(米ドル建) (以下、「トラスト」という。)の2008年9月30日現在の貸借対照表および投資有価証券明細表等、ならびに2007年11月13日から2008年9月30日までの期間の損益計算書、純資産額変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書から構成される財務諸表、重要な会計方針の概要およびその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する運営者の責任

運営者は、これらの財務諸表を、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成し、公正に表示することに責任を有している。かかる責任には、不正行為または誤謬によるものにかかわらず、重要な虚偽記載のない財務諸表の作成および公正な表示に関する内部統制の策定、実施および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに状況に応じた合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、監査に基づきこれらの財務諸表に関する意見を表明することにある。当監査法人は国際監査基準に従い監査を実施した。当該基準は、当監査法人が関連する倫理規定に準拠し、財務諸表に重要な虚偽記載がないかどうかについて合理的な保証を得るために監査を計画し実施することを求めている。

監査には、財務諸表の金額および開示について監査の裏付けとなる証拠を得るための手続きの実施が含まれている。当該手続きは当監査法人の判断により選択され、不正行為または誤謬によるものにかかわらず、財務諸表の重要な虚偽記載に関するリスクの評価が含まれる。これらのリスク評価を行うに当たり、当監査法人は状況に応じた適切な監査手続きを策定するために会社の財務諸表の作成および公正な表示に関する内部統制を検討するが、これは会社の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査には、採用された会計原則の適切性および運営者による会計上の見積りの妥当性を評価すること、ならびに全体としての財務諸表の表示を評価することが含まれている。

当監査法人は、意見表明のための基礎を提供するために十分かつ適切な裏付けとなる証拠を得たと確信している。

意見

当監査法人の意見では、財務諸表はすべての重要な点において、2008年9月30日現在のトラストの財務状況ならびに2007年11月13日から2008年9月30日までの期間の業績およびキャッシュ・フローを、米国で一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して適正に表示している。

K P M G

2009年3月11日

[次へ](#)

Independent Auditors' Report to the Trustee and Unit Holders

We have audited the accompanying financial statements of USD Emerging Infrastructure Fund (the "Trust"), a sub-fund of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) II ("Master Trust") which comprise the statement of assets and liabilities and schedule of investments as at September 30, 2008 and the statement of operations, statement of changes in net assets and statement of cash flows for the period from November 13, 2007 to September 30, 2008, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatements, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with relevant ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free of material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on our judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting principles used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Trust as at September 30, 2008, and its financial performance and its cash flows for the period from November 13, 2007 to 30 September 2008, in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America.

KPMG

March 11, 2009

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

(翻訳)

独立監査人の監査報告書

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド株主各位
（ケイマン諸島において有限会社として設立）

我々は、3ページから11ページ（訳注：原文のページ数である。）に添付のクレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下、「当社」という。）の財務諸表の監査を行った。当該財務諸表は、2007年12月31日現在の貸借対照表及び2007年12月31日に終了した年度の損益計算書、株主持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書並びに重要な会計方針の要約及びその他の注記で構成されている。

財務諸表に関する取締役の責任

当社の取締役には、国際財務報告基準に従って財務諸表を作成し、真実かつ公正な表示を行う責任がある。取締役の責任には、不正または誤謬により、財務諸表の作成及び公正な表示に重要な虚偽記載が行われないようにするための内部統制の整備、実行及び維持、適切な会計方針の選定及び適用、並びに状況に即した合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

会計監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいてこれらの財務諸表について意見を表明することにある。本報告書は、株主全体を唯一の報告先として作成されている。我々は本報告書の内容に関して、他者に対する責任を負うこともなく、また認めるものでもない。

我々は、国際監査基準に準拠して監査を行った。それらの基準は、我々が関連する倫理要件に準拠し、財務諸表に重要な虚偽記載がないことについて合理的な保証を得るための監査を計画し、実行することを要求している。

監査には、財務諸表の数値及び開示に関する監査証拠を得るための手続の実施が含まれている。手続は、我々の判断によって選定され、不正または誤謬による財務諸表の重要な虚偽記載のリスクの評価が含まれている。我々は、それらのリスク評価を行う際に当該事業体の財務諸表の作成及び公正な表示に関する内部統制を考慮しているが、これはその状況下において適切な監査手続を選定するためであり、当該事業体の内部統制の有効性に関して意見を表明するためのものではない。また監査には、経営陣により採用された会計原則の妥当性及び経営陣の行った会計上の見積りの合理性を検討すること、並びに財務諸表全般の表示を検討することが含まれている。

我々が得た監査証拠は、我々の意見表明のための十分かつ適切な基礎を提供していると判断している。

監査意見

我々は、当該財務諸表が2007年12月31日現在の当社の財政状態及び2007年12月31日に終了した事業年度の当社の財務業績に関して、国際財務報告基準に従って真実かつ公正な概観を示しているものと認める。

K P M G（署名）

公認会計士

香港、セントラル、チャーター通り10番、プリンスビル8階

2008年6月16日

[次へ](#)

Independent auditors' report to the shareholder of
Credit Suisse Management (Cayman) Limited
(Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

We have audited the accompanying financial statements of Credit Suisse Management (Cayman) Limited (the "Company") set out on pages 3 to 11, which comprise the balance sheet as at 31 December 2007, and the income statement, the statement of changes in equity and the cash flow statement for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Directors' responsibility for the financial statements

The directors of the Company are responsible for the preparation and the true and fair presentation of these financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards. This responsibility includes designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatements, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. This report is made solely to you, as a body, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with relevant ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free of material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on our judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting principles used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independent auditors' report to the shareholder of
Credit Suisse Management (Cayman) Limited (continued)
(Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2007, and of its financial performance for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards.

Certified Public Accountants
8th Floor, Prince's Building
10 Chater Road
Central, Hong Kong

16 JUN 2008

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。